

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成27年度 第3回会議 次第

日時：平成28年1月19日（火）

午後3時00分から

場所：鴨川市役所4階401会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）第2次鴨川市男女共同参画計画原案について

4 その他

5 閉 会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 席次表
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 第2次鴨川市男女共同参画計画（原案）
- ・ 資料2 計画素案に対する委員の意見等及び当該意見等への対応一覧
- ・ 鴨川市男女共同参画推進審議会第2回会議 会議録

鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 27 年度第 3 回会議 出席者名簿

日時：平成28年 1 月19日 (火)

午後3時00分から

場所：市役所4階401会議室

1 委 員

氏 名	備 考
上村 美智代	
黒川 洋子	
齋藤 守彦	
立野 慶子	
角田 佐智子	
永井 佳美	
速水 昭雄	

(アイウエオ順・敬称略)

[欠席委員]

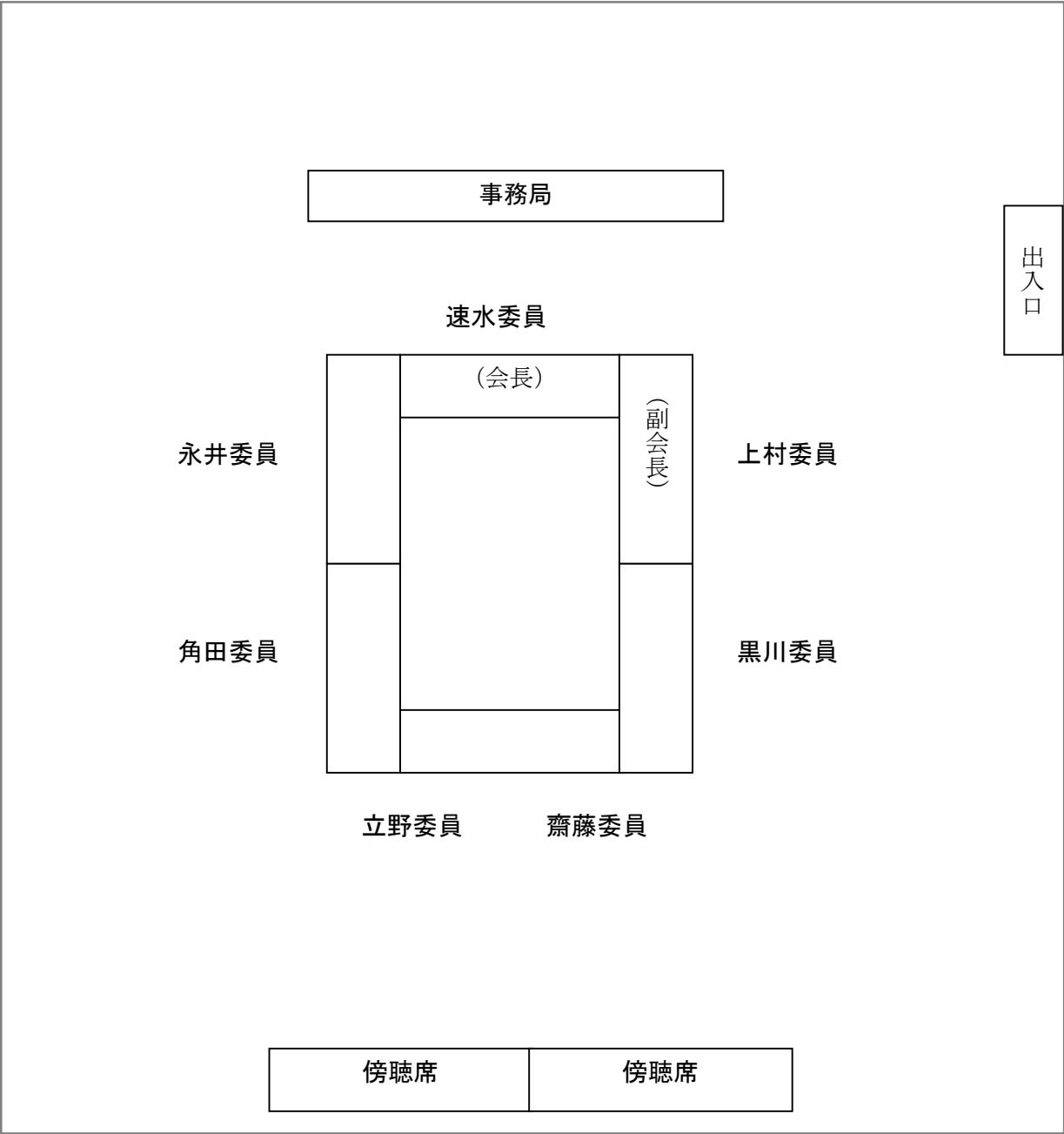
氏 名	備 考
長谷川 裕一	

2 事務局

氏 名	所属・職	備 考
平川 潔	企画政策課 課長	
石井 宏子	企画政策課 課長補佐	
藤代 公貴	企画政策課 政策推進係 係長	

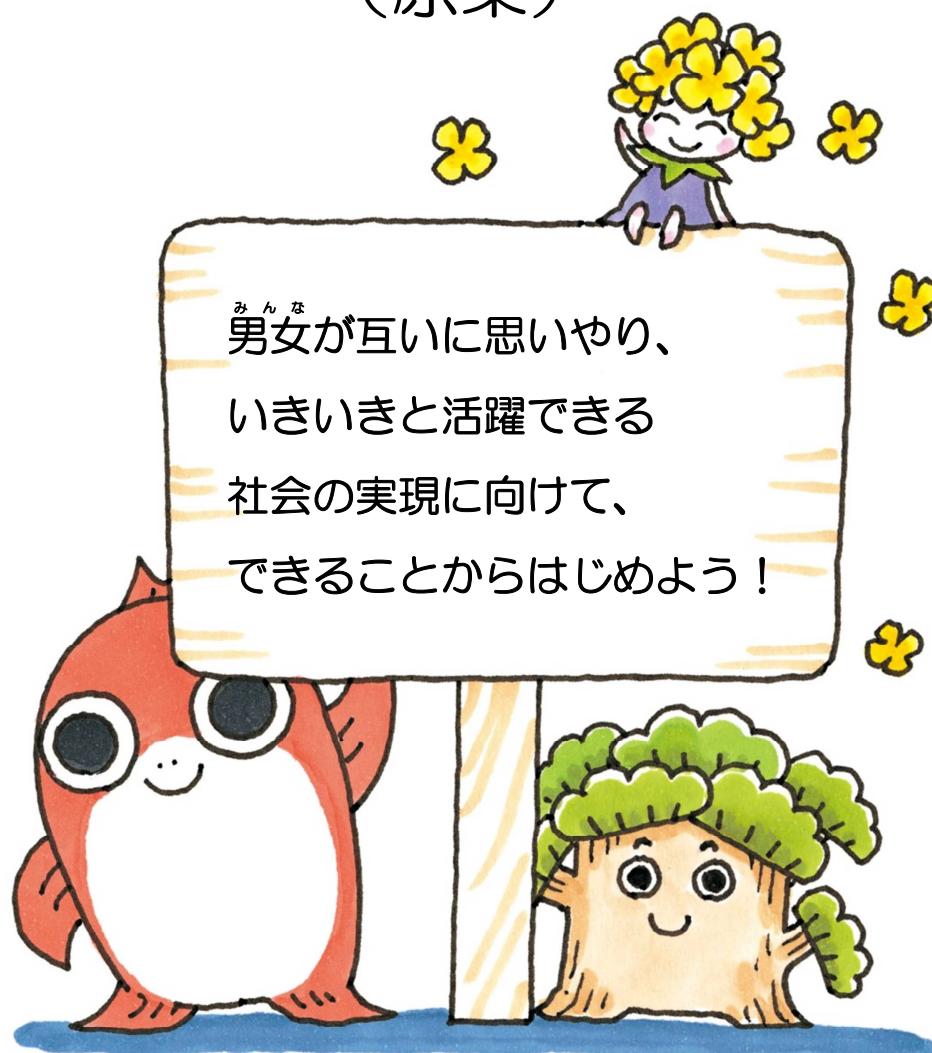
鴨川市男女共同参画推進審議会 平成 27 年度 第 3 回会議 席次表

日時： 平成 28 年 1 月 19 日 (火)
午後 3 時から
場所： 市役所 4 階 401 会議室



第 2 次鴨川市 男女共同参画計画

(原案)



平成 28 年 月

鴨 川 市



「男女共同参画社会」って何だろう？

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会」のことです。

生物学的には男女に違いがあることを認めた上で、「男だからこうあるべき」「女だからこうあるべき」といった、性別の違いだけで固定的に役割を決めつける意識を見直して、誰もが自分らしい生き方ができる、そんな社会を目指します。



どうして「男女共同参画」が必要なの？

憲法には「個人の尊重」や「法の下での平等」がうたわれています。しかし実際には、大事な意思決定の場に女性に加わっていなかったり、家庭や地域・職場など様々な場面で男女間の不平等を感じることもまだまだ多くあります。少子高齢化など私たちを取り巻く状況が変化していく中では、性別役割分担意識にとらわれず、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠なのです。



「男女共同参画」って女性だけの問題？

男女共同参画というと「女性のためのもの」と感じるかもしれませんが、男性にとっても意識や生き方に深く関わる大切な問題です。男性も、性別による役割分担意識にとらわれて、考えや行動の幅を狭めてしまうことはないでしょうか。「男だから」「女だから」という理由で制限されることなく、家庭や職場などでさまざまな生き方が認められ、互いに協力し合い、尊敬し合って生きていける社会を作るために、できることからはじめてみませんか。



「男女平等」と「男女共同参画」ってどう違うの？

2つの用語の理念は同じですが、本計画においては、男女共同参画社会基本法に基づいて、基本的に「男女共同参画」という用語を使用します。ただし、性別にかかわらず人権が等しく尊重されることを表す箇所では「男女平等」という用語を使用します。（生物学的な違いがあることを否定するものではありません。）

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	3
(1) 世界の動き	3
(2) 国の動き	3
(3) 千葉県の動き	4
(4) 鴨川市の取り組み状況	5
3 鴨川市を取り巻く環境	6
(1) 統計調査	6
(2) 市民意識調査	14
4 計画策定の焦点（重要項目）	24
(1) 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現	24
(2) 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、 地域活動との両立ができる社会環境の整備	24
(3) あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進	25
5 計画の位置づけと期間	26
(1) 計画の位置づけ	26
(2) 計画の期間	27
6 計画の策定方法と推進体制	28
(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映	28
(2) 計画の推進体制	28
(3) 計画の推進に求められる各々の役割	29
(4) 計画の進行管理	29
(5) 成果指標	30

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）	31
2 計画の基本目標と施策の体系（展開）	31
〈施策の体系〉	33
〈施策の展開〉	34

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1	人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	37
施策の方向 2	あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	40
施策の方向 3	人権侵害を許さない社会環境づくり	42

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

施策の方向 1	行政における男女共同参画の推進	44
施策の方向 2	市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	45
施策の方向 3	家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	46
施策の方向 4	地域活動等における男女共同参画の促進	48
施策の方向 5	雇用の場における男女の機会均等と 待遇の確保のための環境づくり	49
施策の方向 6	農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	50

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 1	誰もが安心して暮らせる環境の整備	51
施策の方向 2	高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	52
施策の方向 3	生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	54
施策の方向 4	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	55

資料編

●男女共同参画社会基本法	58
●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律【DV防止法】	62
●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律【女性活躍推進法】	70
●男女共同参画社会実現に向けた施策の国内外の経過（世界・日本・千葉県）	76
●鴨川市男女共同参画推進審議会設置要	78
●鴨川市男女共同参画推進審議会 委員名簿	79
●鴨川市男女共同参画計画の策定経過	80

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条第1号）

本市では、地域の継続的な発展に向けた重要な取り組みのひとつとして、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場で、全ての人が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりが互いに思いやり、いきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、『鴨川市男女共同参画計画』を平成22（2010）3月に策定し、この計画に基づき、さまざまな施策・事業を推進してきました。これまでの取り組みにより、男女共同参画社会の実現に一定の前進が図られたものの、まだまだ十分とは言えません。今後も引き続き、課題の解決のための取り組みに努める必要があります。

また、家庭内における配偶者への暴力（DV*）などの問題も顕在化していますが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上からも、最優先で取り組むべき課題です。

平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法*」という。）が制定されるなど、男女共同参画施策は大きな転換期を迎えています。

こうした状況の中、平成22（2010）年3月策定の鴨川市男女共同参画計画の期間が平成27（2015）年度で終了することから、それらの施策や事業の進捗状況等を踏まえ、平成28（2016）年度を初年度とする『第2次鴨川市男女共同参画計画』を策定します。

*DV（ドメスティック・バイオレンス）

主に配偶者など親密な関係にあるパートナー、又はあった者からの暴力のこと。その暴力とは、身体的、精神的、性的、経済的など、多面的な要素を含んでいる。

*女性活躍推進法

正式には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年8月28日成立、平成28年4月1日施行）。

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定（平成28年4月1日から）などが新たに義務づけられることとなった。（10年間の時限立法。）



「男女共同参画社会基本法」ってどんな法律？

男女共同参画社会の形成を促進するために平成 11（1999）年に制定されました。基本法では、男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱（基本理念）を掲げています。

また、行政（国、地方公共団体）と国民それぞれが果たすべき役割（責務、基本的施策）を定めています。

男女共同参画社会を実現するための 5 本の柱

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

②社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣習の在り方を考える必要があります。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにする必要があります。

⑤国際的協働

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

本計画の背景について世界の動きからみると、国際連合が「国際婦人年」と定めた昭和 50（1975）年に、第 1 回の世界会議として「国際婦人年世界会議」の開催及び『世界行動計画』が採択され、国連総会における「平等・発展・平和」の目標を掲げ、女性の地位向上を目指した「国連婦人の十年」（昭和 51〔1976〕年から昭和 60〔1985〕年まで）の設定など、男女共同参画社会推進のための国際的な基盤が急速に整備されました。

さらに昭和 60（1985）年に、第 3 回世界女性会議（ナイロビ）が開催されたことを受け、日本は昭和 62（1987）年に 21 世紀に向けて男女共同参画社会の形成をめざす「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 7（1995）年には、第 4 回世界女性会議（北京）の開催から、西暦 2000 年に向けて世界的に取り組むべき優先的課題を盛り込んだ「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択され、特にあらゆる問題解決のために、女性のエンパワーメント*（力をつけること）が強調されています。

また、平成 23（2011）年に国際的な 4 つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、平成 24・26（2012・2014）年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案（「自然災害とジェンダー」決議案）が採択されるなど、女性のエンパワーメントに向けた取組みはより発展的な内容へ転換しています。

(2) 国の動き

国内の男女共同参画に向けた取組みは、世界の動きを受けて昭和 50（1975）年の「婦人問題企画推進本部」の設置や、昭和 52（1977）年の「国内行動計画」の策定をはじめとした社会的な取組みが展開され、「男女雇用機会均等法」の制定公布等により昭和 60（1985）年「女子差別撤廃条約*」が批准されました。

平成 6（1994）年 6 月には、内閣府総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されたほか、新たに総理府（現内閣府）に「男女共同参画室」が設置されました。

*女性のエンパワーメント

女性自身が主体的に判断し能力を発揮して社会のあらゆる分野、様々なレベルの意思決定過程へ参画する機会を獲得することで、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

*ジェンダー（gender）

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別」という概念として国際的に定着しており、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差のこと。

*女子差別撤廃条約

女子（女性）に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約。

平成8（1996）年には、「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11（1999）年には、男女共同参画審議会の答申を受けて、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12（2000）年には同法に基づき『男女共同参画基本計画（第1次）』が策定されました。平成13（2001）年には、中央省庁の再編成に伴って内閣府に「男女共同参画局」が設置されるとともに、男女共同参画審議会の機能を発展的に受け継ぐ「男女共同参画会議」が設置されました。また同年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法*」という。）が制定されました。

近年では、少子社会・超高齢社会における家族形態・労働環境の変化などライフスタイルの一層の多様化への対応が求められ、平成19（2007）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22〔2010〕年改定）が、平成24（2012）年には『「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画』が策定されました。これに加えて平成27（2015）年8月には、女性が活躍できる場の整備・充実を推進するため、「女性活躍推進法」が制定されたところであり、法整備等が着々と整いつつあります。

平成27（2015）年12月、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、その実現を通じて男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

（3）千葉県の動き

千葉県では、世界や国の動向を踏まえ、昭和56（1981）年に「千葉県婦人施策推進総合計画」、昭和61（1986）年「千葉県婦人計画」、平成3（1991）年「さわやかちば女性プラン」を策定し、女性の地位向上とその関連分野における施策を総合的・効果的に推進してきました。

平成8（1996）年には、男女共同参画社会の形成を目指すことを基本目標として、第4次の女性計画である「ちば新時代女性プラン」を策定しました。

平成12（2000）年には、男女共同参画社会の推進体制強化を図るため、庁内組織「千葉県男女共同参画推進本部」を設置し、新たな担当部署として企画部（現在、総合企画部）に「男女共同参画課」を設置しました。

平成13（2001）年に、男女共同参画社会基本法に基づき「千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

平成14（2002）年に、DV防止法の施行に伴い、被害者支援のため、男女共同参画課内に「DV対策担当チーム」を設置しました。

平成18（2006）年に、新たな課題への対応を踏まえた「千葉県男女共同参画計画（第2次）」を、また、同年「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」

*DV防止法

正式には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年施行、平成16年・19年・25年改正）。この法律の中では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。

という。)」を策定し、改正DV防止法の施行を受けて、平成21（2009）年にDV防止基本計画（第2次）へと引き継がれています。

平成23（2011）年3月、第2次計画を見直した「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定し、平成24（2012）年3月には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第3次）」を策定しました。

平成28（2016）年●月、第3次計画を見直した「第4次千葉県男女共同参画計画」を策定しました。

（4）鴨川市の取り組み状況

本市では、平成16（2004）年鴨川市・天津小湊町合併協議会により策定された「鴨川市・天津小湊町新市まちづくり計画」と、これを受け合併後の新市により、平成18（2006）年に策定された「第1次鴨川市総合計画」において、男女共同参画計画の策定に加え男女共同参画にかかわる市民啓発の推進や、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談・支援体制の整備を推進することとしました。

ドメスティック・バイオレンスに関する相談受付は、平成24（2012）年4月、健康推進課内に「福祉総合相談センター」を設置し、保健福祉等に関する様々な相談に対応するワンストップサービスの提供を開始したことにより、DVを含めた複雑な家族の問題にも対応できる体制が整いました。

また、男女共同参画計画の策定に向けて、平成21（2009）年に「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施し、家庭・地域・職場など様々な場面における男女共同参画についての市内の実状や、市民の意識の現状把握を行うとともに、市内在住の識見者により構成された「鴨川市男女共同参画審議会」を設置し、本市における男女共同参画計画の内容について検討を行いました。

平成22（2010）年3月に「鴨川市男女共同参画計画」を策定し、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができ男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しました。

平成24（2012）年11月に新たな審議会として、「鴨川市男女共同参画推進審議会」を改めて設置するとともに、前回調査からの意識の変化を把握するため、市民意識調査を実施しました。

平成27（2015）年5月にも市民意識調査を実施し、この調査結果や各種統計資料等を考慮し本市男女共同参画推進審議会等により、新たな計画の内容を検討しました。

■ 市民意識調査について

対象者：住民基本台帳より無作為に抽出した18歳以上の市民男女2,000人

回収数：845件（回収率 42.3%）

女性：487件（ 〃 57.6%）

男性：347件（ 〃 41.1%）

不明：11件（ 〃 1.3%）

※本書には、集計データの一部を掲載しています。

3 鴨川市を取り巻く環境

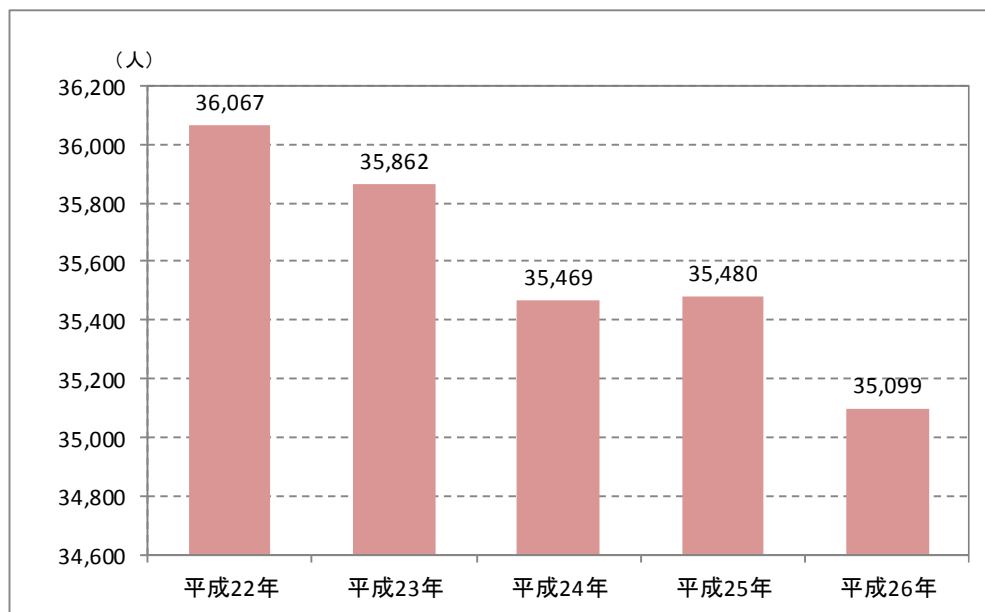
(1) 統計調査

① 人口の推移

本市の総人口における推移を見ると、平成22年（36,067人）から平成26年（35,099人）までに968人減少しており、ほぼ経年的な減少傾向を示しています。

地区ごとに平成24年から平成26年の人口推移を見ると、全ての地区において緩やかな減少傾向を示していますが、人口規模の大きい鴨川地区の減少数122人と比べ、天津小湊地区は275人と最も多く減少しています。

■総人口の推移



〔資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）〕

■地区別の人口推移

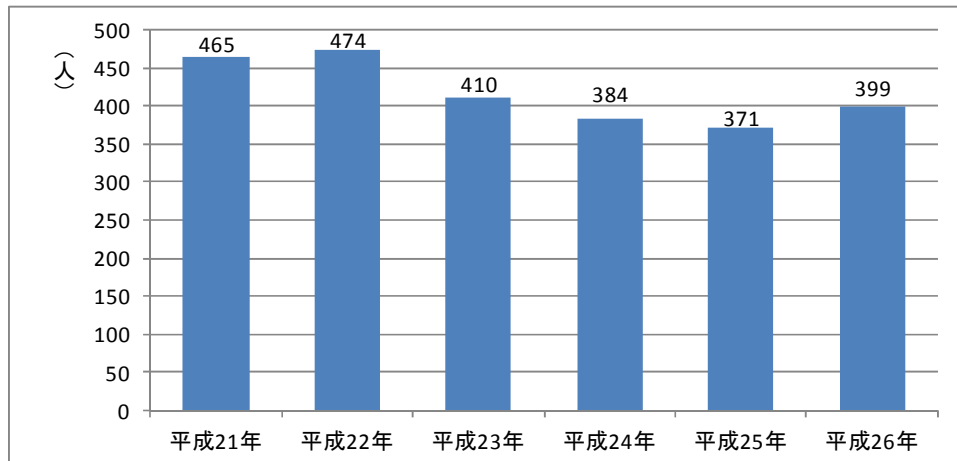
大 字	平成24年		平成25年		平成26年	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
鴨川地区	18,928	8,571	18,842	8,632	18,806	8,751
長狭地区	5,046	2,156	4,948	2,153	4,834	2,138
江見地区	5,256	2,254	5,195	2,271	5,099	2,270
天津小湊地区	6,613	2,816	6,485	2,807	6,338	2,782

〔資料：鴨川市統計書（各年4月1日現在）〕

また、本市には、中国、フィリピン、韓国・朝鮮、アメリカなどの外国人が約 400 人居住しており、文化、風習、言語が異なるため孤立しやすく、特に女性は妊娠・出産、子育てなど重要な場面における行政サービスや制度に関し、必要な情報を得られず不安や悩みを抱え込んでしまう恐れがあります。

そのような課題に対し、国際交流などを通して市民一人ひとりの理解を促し、市内在住の外国人が安心して暮らせる支援体制の充実を図る必要があります。

■外国人登録人口の推移

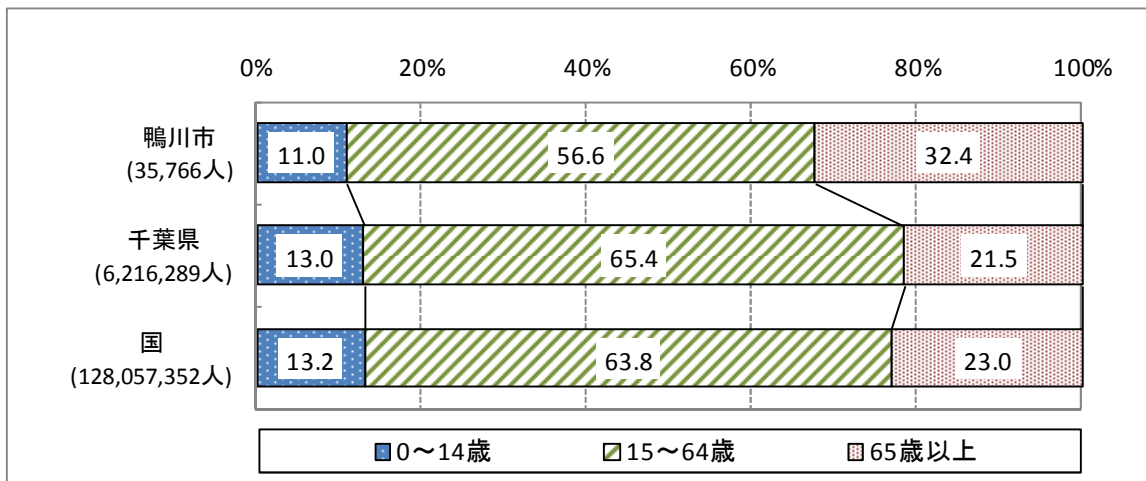


〔資料：市民生活課（各年 12 月末日現在）〕

② 年齢別人口と出生率の状況

本市の年齢区分別の人口比率を、国・県と比較したところ、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口の年齢層は、国・県の占める割合を下回り、65 歳以上の老年人口が約 10 ポイント大きく上回っており、高齢化の傾向がよりいっそう高まっています。

■年齢 3 区分別人口比率（平成 22 年）

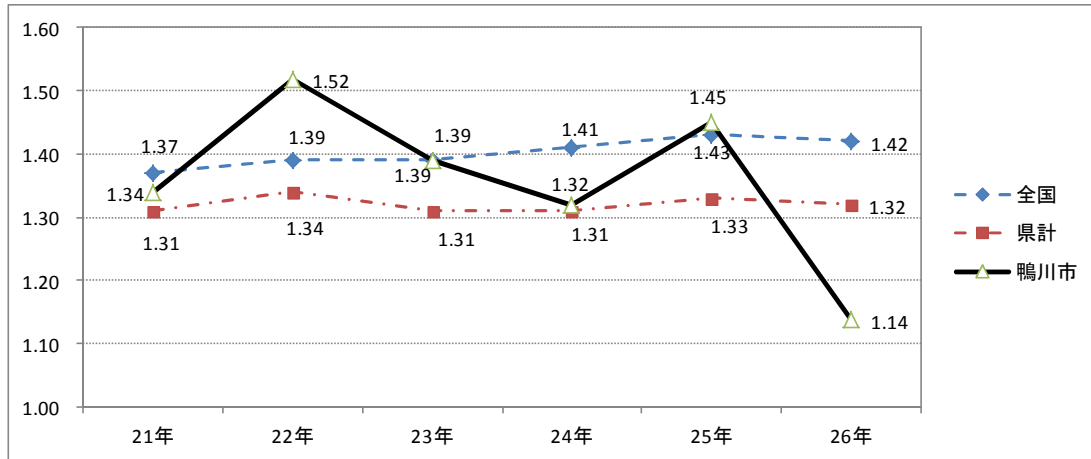


〔資料：国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日現在）〕

合計特殊出生率^{*}により、女性が一生のうちに生む子どもの平均的な人数をみると、平成21年の1.34から国・県のほぼ平均値を上回る増加と減少を繰り返すように推移していますが、平成26年には1.14と著しく低下しており、今後、国・県の平均値を大きく下回りながら少子化の傾向がさらに強まることも想定されます。

この様に本市の課題である少子高齢化は、これまで以上に労働者の高齢化及び減少に伴う地域経済の低迷や、高齢者人口の増加による年金、医療・介護費等の支出増大が著しく進むことが懸念されます。

■合計特殊出生率



〔資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課〕

③ 世帯状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成22年から平成26年までに451世帯増加しています。

一方、総人口は減少傾向にあるため、1世帯当たりの人員は減少を示しており、平成22年（2.35人）から平成26年（2.20人）までに0.15人減少しています。

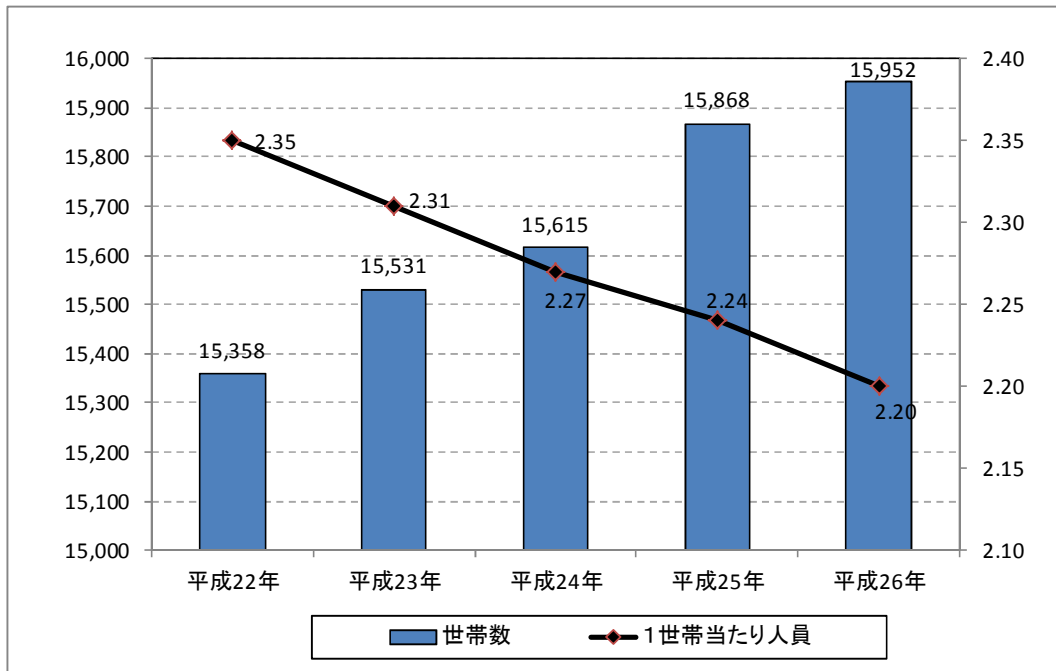
また、平成22年（国勢調査）における世帯の家族類型を見ると、単独世帯の割合が32.7%となり、核家族化の傾向とともに一人世帯が大きく増加している状況となっています。さらに、年齢区分別に見られる少子高齢の傾向から、一人世帯の高齢者が増加していることがうかがえます。

〔単身世帯の内65歳以上世帯比：平成17年10.8% → 平成22年37.5%（国勢調査参照）〕

*合計特殊出生率

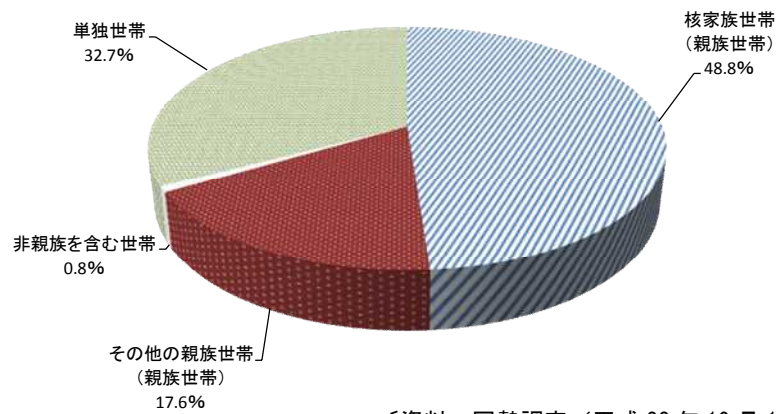
合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

■世帯数及び1世帯当たり人員



〔資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）〕

■世帯の家族類型（平成22年）

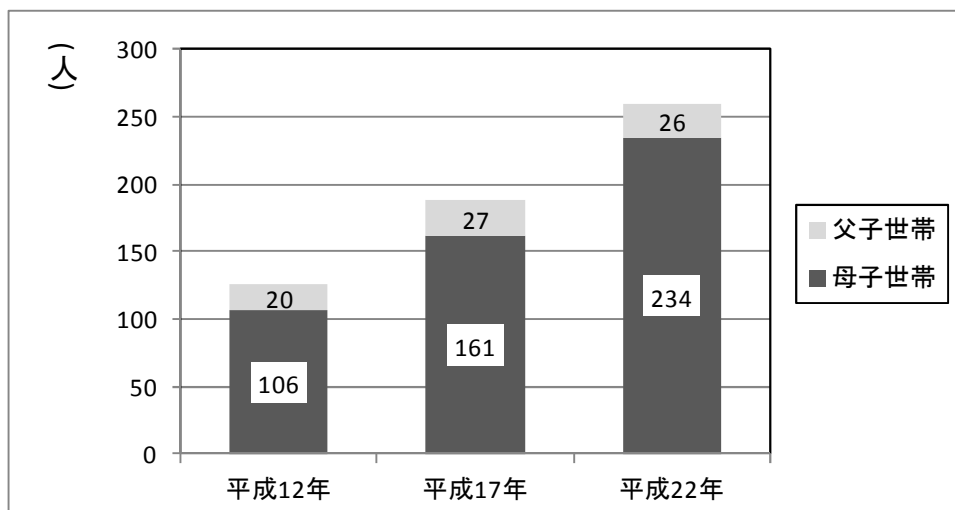


〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

平成12年から平成22年の国勢調査をみると、本市において20歳未満の子供のいる母子世帯数と父子世帯数の推移は、父子世帯数はほぼ横ばいですが母子世帯数は大きく増加しており、全体的にも増加傾向を示しています。

親と子供が安心して暮らしていくには、仕事と家庭を両立するための環境づくりが求められており、経済的支援や相談体制の充実を図ることが必要となっています。

■母子・父子世帯の状況



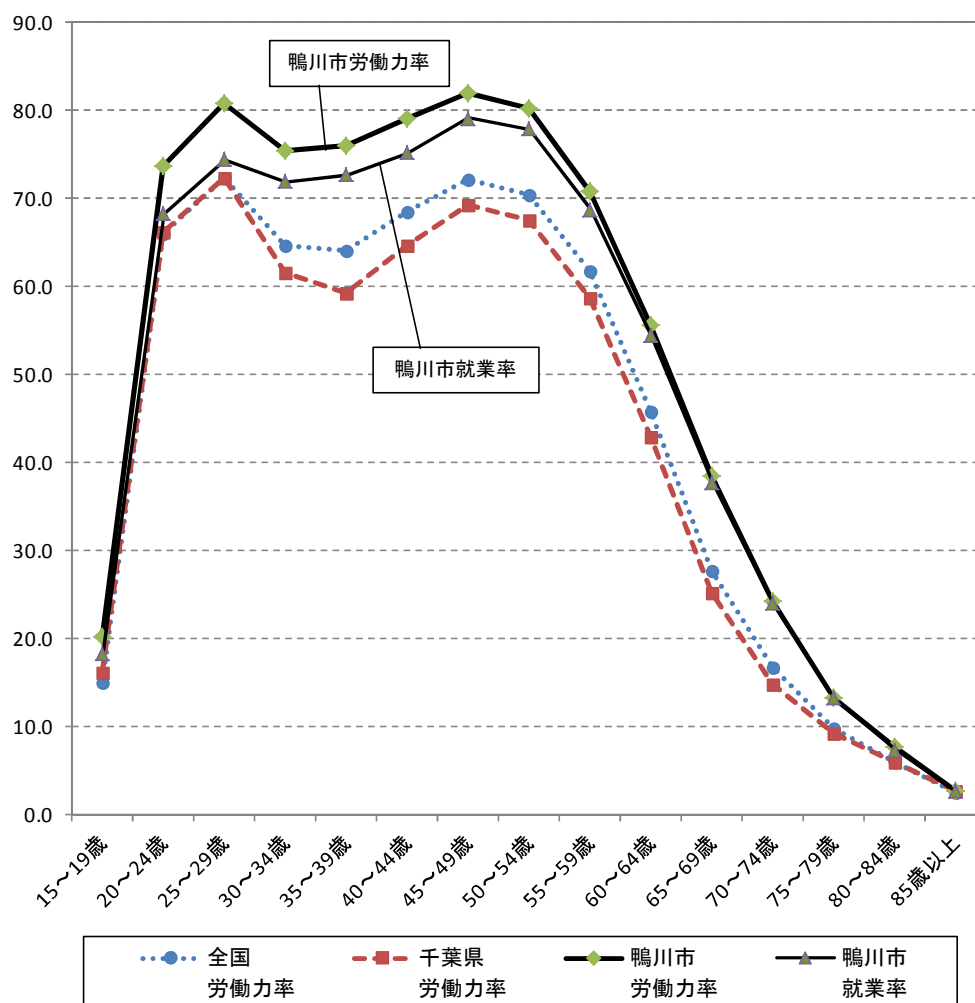
〔資料：国勢調査〕

④ 女性の労働状況

日本の年齢別に見た女性の労働力率は「M字曲線」と言われており、30歳前後に結婚・出産などに伴い低下し始め、その後再び上昇して40歳代後半にピークを迎える傾向にあります。この中で、本市の労働力率は国・県を大きく上回り、30歳代から40歳代の落差が小さいことが特徴として見られ、労働の場での活躍を希望する女性の割合が非常に高いことがわかります。

しかし、市の就業率を年齢別に見ると、20歳から30歳にかけて労働力率とのかい離が大きく、この年代は働くことができる状況であっても仕事についていない人が多くなっています。

■女性年齢階級別の労働力率と就業率（平成22年）



〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

※1 労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口の比率。労働力人口は就業者に失業者を加えた人数であるため、労働力率は、労働可能人口のうち働く意思がある人の比率ということになります。

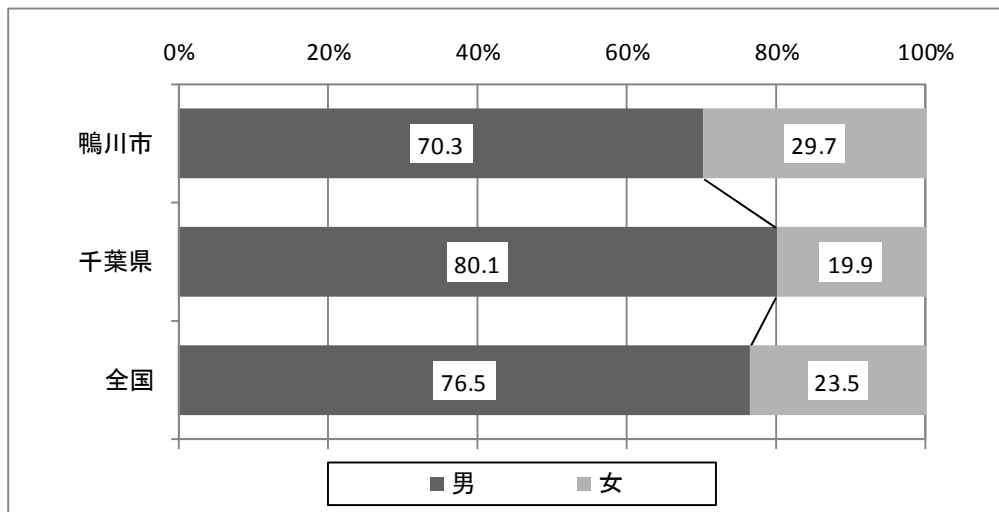
※2 就業率：15歳以上の人口に占める就業人口の比率。就業者は、収入を得ることを目的とした仕事に従事している有業者（従業者）のことをいい、仕事を持っているが休んでいる休業者も含まれます。

⑤ 女性の就業状況

平成22年の国勢調査によると、本市における15歳以上の就業者のうち、役員総数の女性役員が占める割合は70.3%であり、千葉県（80.1%）及び全国（76.5%）を上回っておりますが、市内における就業者総数の女性が半数近く（46.2%）占めることから、さらに女性の参画促進が期待される状況といえます。

この様な状況から、市内のあらゆる事業所において役員等の方針決定過程への女性参画が進むよう取り組む必要があります。

■就業者のうちの役員の男女構成比（平成22年）

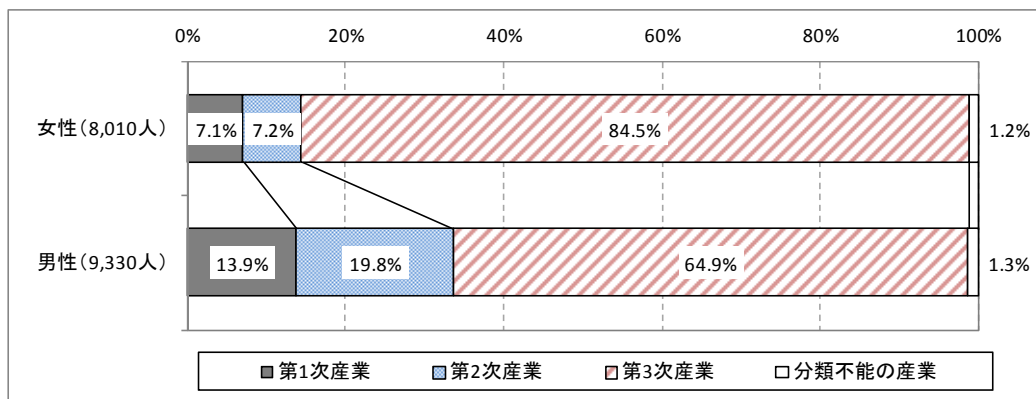


〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

産業分類別に15歳以上の就業者数の比率を見ると、第3次産業の従業者について女性が84.5%を占め、男性の64.9%を大きく上回る割合となっています。

女性の全就業者のうち産業別に見ると、「医療、福祉」（28.6%）が最も多く占め、次いで、「卸売・小売業」（18.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（15.9%）の順になっています。

■産業分類別の就業者比率（平成22年）



〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

■産業別の女性就業者数 ― 上位5位 ― (平成22年)

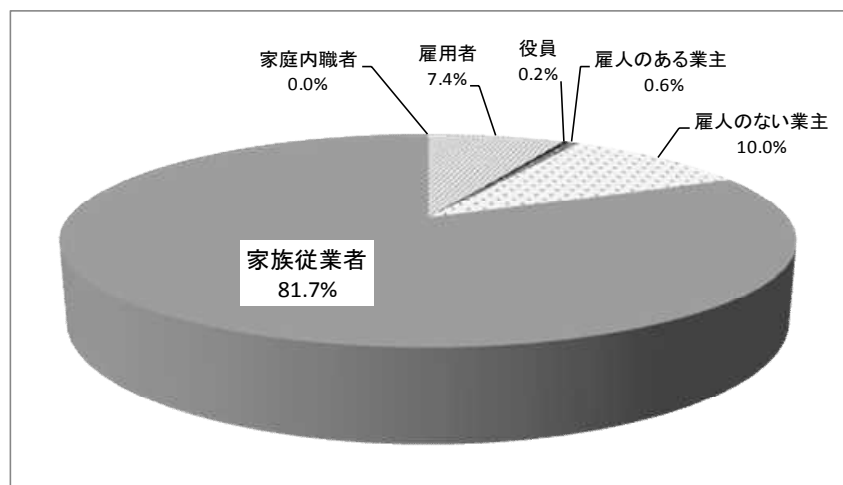
順位	職 業	女性就業者数	全就業者に占める比率
1位	医療、福祉	2,289人	28.6%
2位	卸売業、小売業	1,460人	18.2%
3位	宿泊業、飲食サービス業	1,276人	15.9%
4位	農業	496人	6.2%
5位	教育、学習支援業	452人	5.6%

〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

平成22年の国勢調査では、女性の農林漁業従業者のうち家族従業者*の地位が81.7%と最も多く大多数を占め、業務の重要な役割を担っているものの経営に参画できず、労働に見合う評価や収入を得られない傾向が全国でも指摘されています。

このような課題から、本市においては認定農業者*の範囲拡大を図るとともに、家族経営協定*の締結を推奨するなど、女性の経営参画を促進しています。今後とも、男女のパートナーシップ確立に向けた取り組みを通し、農林水産業や商工業等の自営業における男女共同参画を促進していく必要があります。

■女性の農林漁業作業者の従業上の地位（平成22年）



〔資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）〕

*家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

*認定農業者

農業経営者のうち、農業者が作成した農業経営改善計画を行政が審査し、認定した農業者のこと。税制や融資の面で特典が与えられる。

*家族経営協定

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参加できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分野話し合いに基づき、取り決めるもの。

(2) 市民意識調査

〔資料：鴨川市 男女共同参画に関する市民意識調査集計等結果報告書〕

① 男女の平等意識について

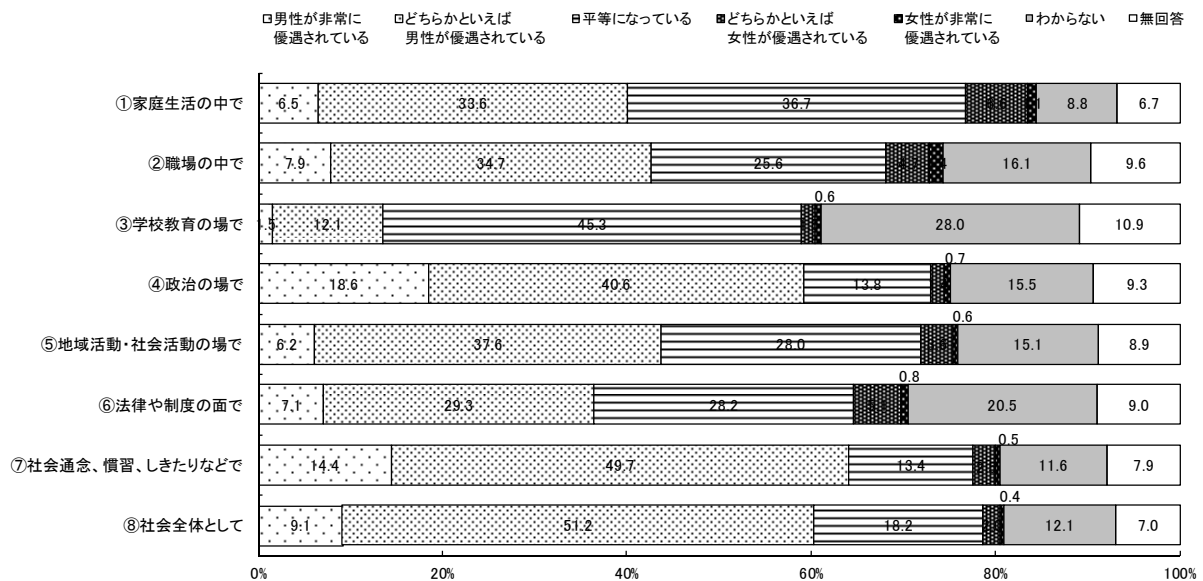
「男女の平等感」についてみると、全体的に「男性が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせ「男性が優遇されている」との回答が多く、「女性が優遇されている」との回答場面は少ないです。

分野別から特に“男性が優遇されている”及び“どちらかといえば男性が優遇されている”を併せた「男性が優遇されている」との回答が過半数を占める項目は、「政治の場で」、「社会通念、慣習、しきたりなどで」、「社会全体として」が多く挙げられています。

「平等になっている」との回答場面は、「学校教育の場で」（45.3％）が最も多く、次いで「家庭生活の中で」（36.7％）と続いています。

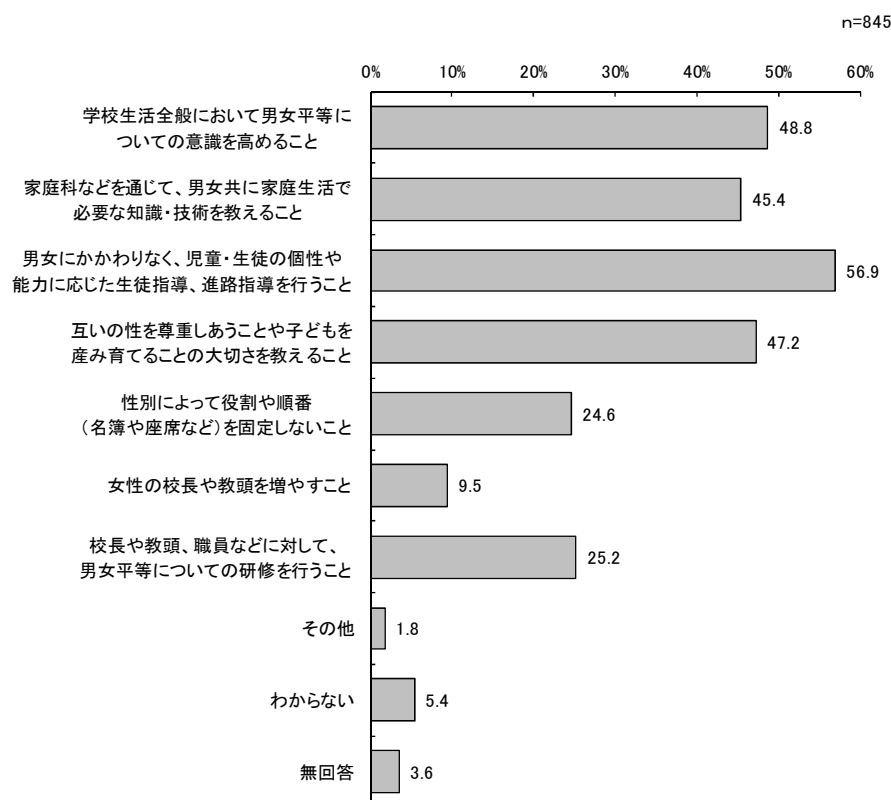
性別にかかわらず多様な人生を選択できる男女共同参画社会の実現には、男女とも全ての人が男女共同参画を理解し、社会の様々な場面において性による人権侵害を許さない社会環境を推進することであり、そのため男女等の不平等感をなくすことが必要となります。

■男女の平等意識－社会全体として



学校教育の場において、男女平等の意識を深めるための回答から「男女にかかわりなく、児童・生徒の個性や能力に応じた生徒指導、進路指導を行うこと」が最も多く、約6割近くを占めています。また、「学校生活全般において男女平等についての意識を高めること」（48.8%）、「互いの性を尊重しあうことや子どもを産み育てることの大切さを教えること」（47.2%）、「家庭科などを通じて、男女共に家庭生活に必要な知識・技術を教えること」（45.4%）が半数近くを占め続いています。

■学校教育や家庭・地域社会の場における男女平等意識の啓発について



② 配偶者等からの暴力行為について

配偶者や恋人などパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV*）をみると、全ての項目において「まったくない」との回答が過半数を超えているが、「何度もされたことがある」と「されたことがある」との回答から経験のある人が顕在し、その内容で最も多い項目は「②大声でどなられる」（21.9%）で、次に「③何を言っても無視され続ける」（13.4%）となっています。

*デートDV

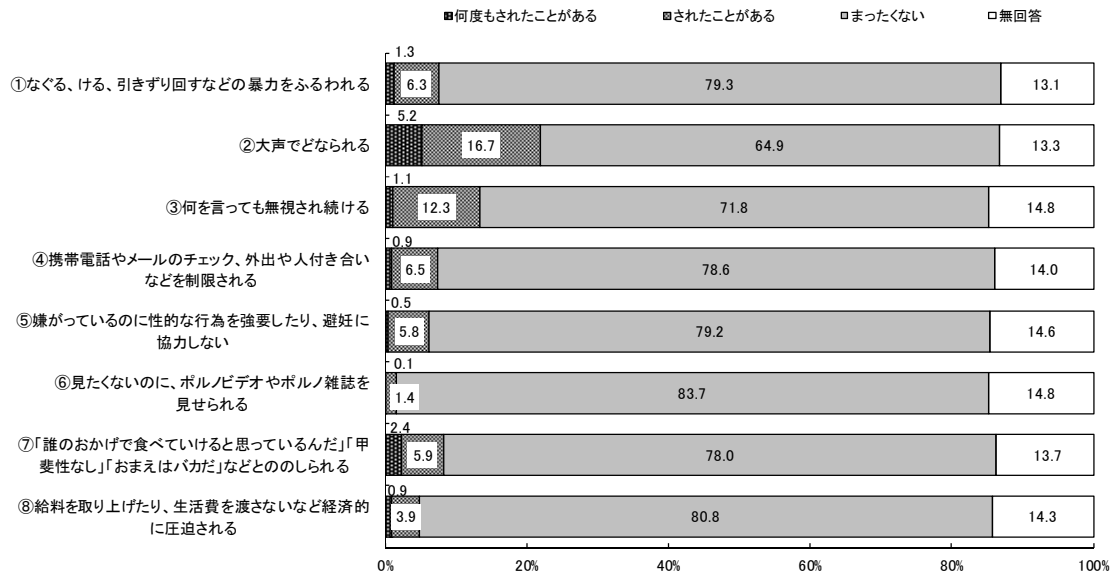
夫婦間での暴力行為（DV）と同じように、婚姻関係にない若い世代の恋人同士や交際相手からの暴力行為が低年齢化し、深刻な問題となっているため、夫婦間、家庭内暴力と区別する言葉として「デートDV」が使用されている。

他に「⑦「誰のおかげで食べていけると思っているんだ」「甲斐性なし」「おまえはバカだ」などとののしられる」(8.3%)、「①なぐる、ける、引きずり回すなどの暴力をふるわれる」(7.6%)などが続いています。

DVは重大な人権侵害であり、このような暴力の根絶に取り組むことが必要です。

また、保護者の児童虐待、家族親族等による高齢者、障がい者への虐待などの発生防止及び早期発見に向けた取り組みが重要な課題となっています。

■配偶者等からの暴力行為の有無について

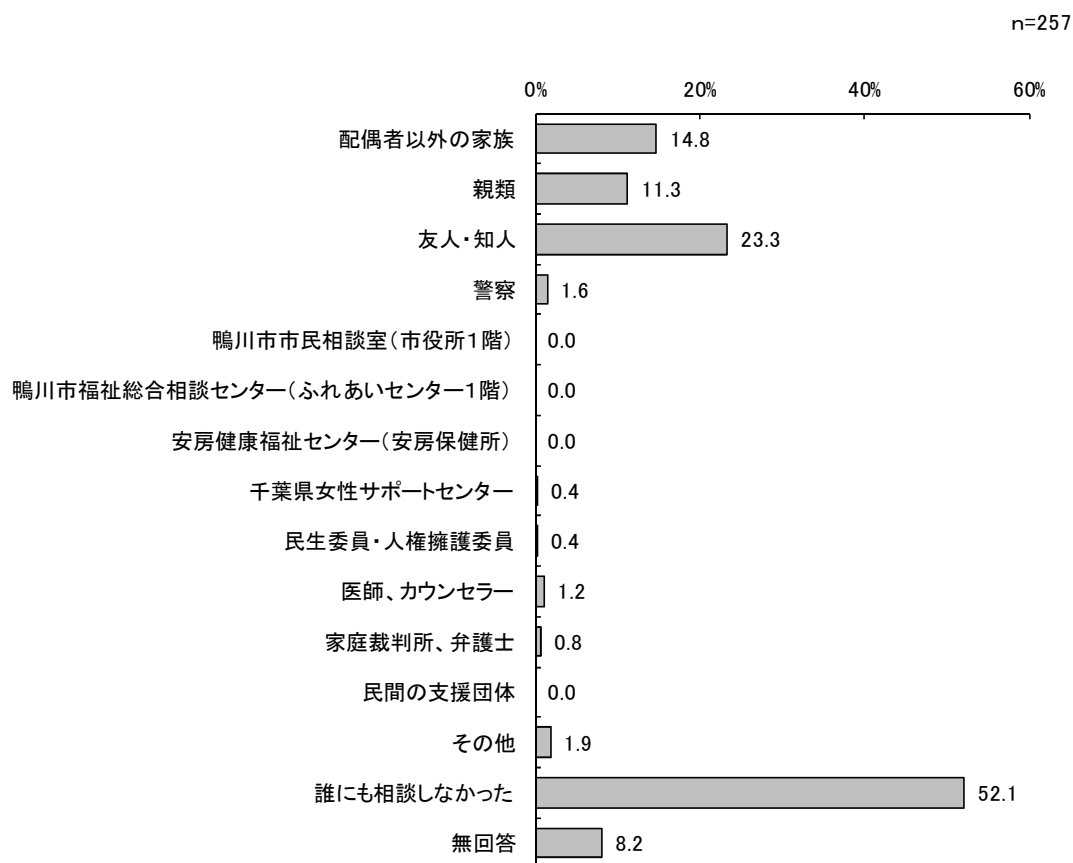


配偶者や恋人などパートナーからの暴力を受けたことがある人のうち、「誰にも相談しなかった」(52.1%)は約半数を占めています。

相談した人の相談相手としては、「友人・知人」(23.3%)、「配偶者以外の家族」(14.8%)、「親類」(11.3%)が上位のほとんどを占めており、「警察」や専門機関等への相談は少ない状況となっています。

DV等による被害者の相談窓口設置及び支援体制の充実を図るとともに、相談窓口等の周知や相談しやすい社会環境づくり、意識啓発が必要となっています。

■暴力行為を受けた際の相談相手

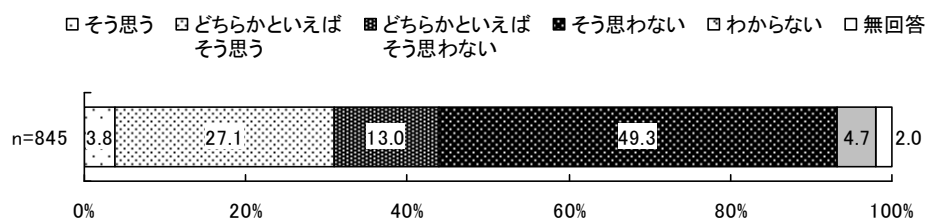


③ 性別による役割分担の意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(49.3%)、「どちらかといえばそう思わない」(13.0%)が6割以上が否定回答と多くなっています。

また、「そう思う」(3.8%)及び「どちらかといえばそう思う」(27.1%)の肯定回答は、約3割となっています。

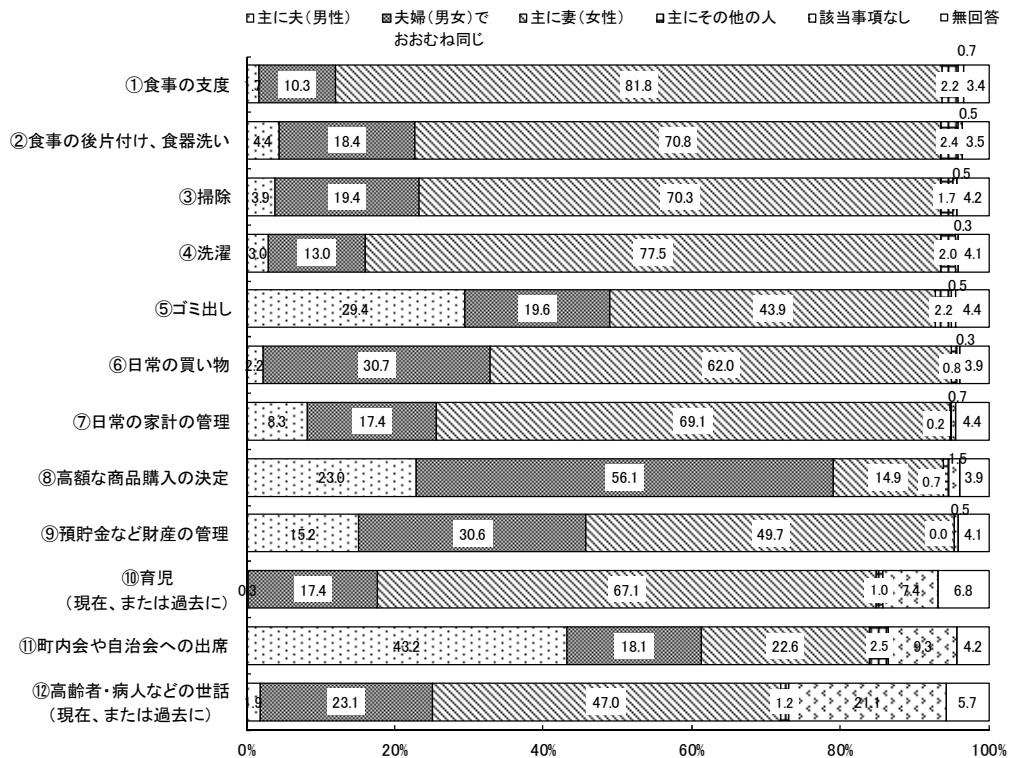
■性別役割分担意識



家庭での役割意識をみると、「主に夫（男性）」との回答が多いのは、「町内会や自治会への出席」（43.2％）です。その他の項目については、基本的に「主に妻（女性）」との回答が多くなっています。

このような結果から、仕事とお家庭を両立させるための負担については、主に女性が抱えている状況がうかがえます。

■家庭における役割意識

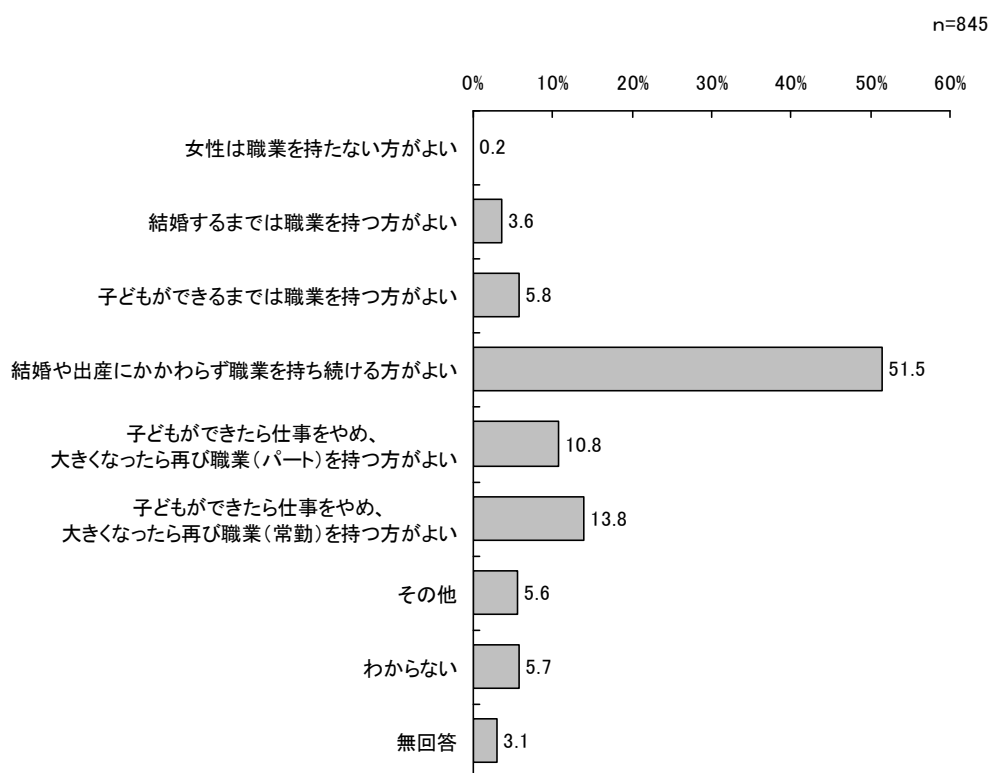


女性が職業を持つことについて、「結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい」（51.5％）と最も多く半数以上を占めています。

次いで、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（常勤）を持つ方がよい」（13.8％）及び「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び職業（パート）を持つ方がよい」（10.8％）との回答から、妊娠・出産を機に仕事をやめても、いずれは再び就労することを希望しています。

このような課題から、雇用の場における男女の均等な機会と待遇確保を促進するとともに、女性の継続的な就業を支援するための取り組みが必要となっています。

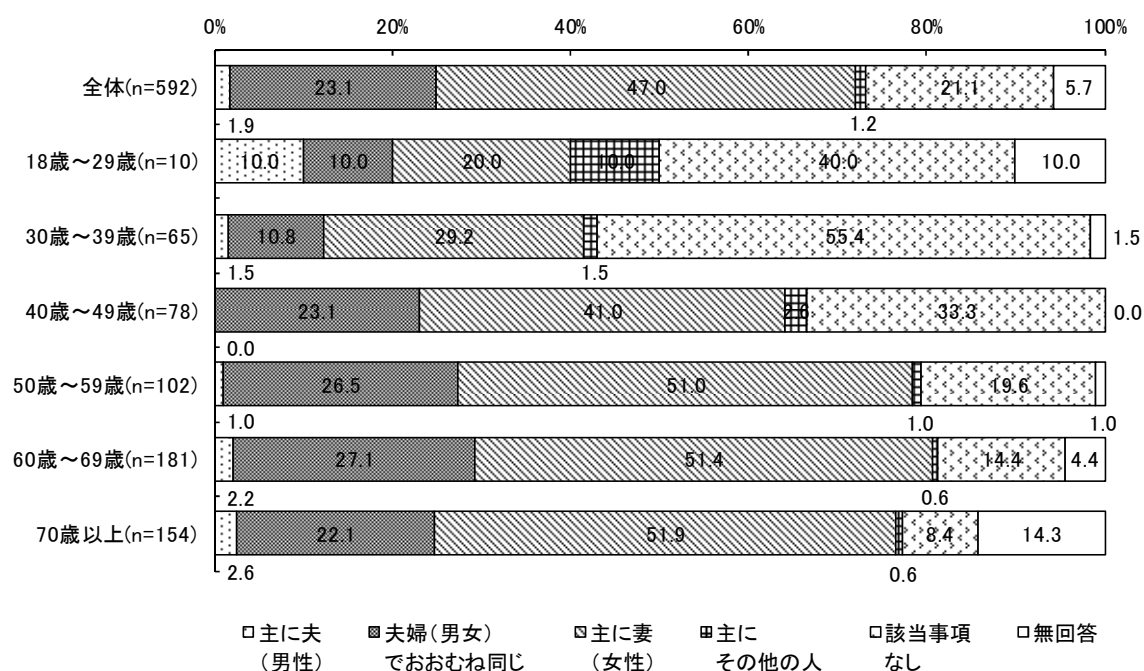
■女性が職業を持つことについての考え方



介護の負担をみると、夫婦間では「主に妻」が年齢によらず全体的に最も多くを占め、女性の介護負担の大きさがうかがえます。

このような課題を踏まえ、女性だけに介護などの負担が集中することがないように、介護保険制度のより一層の充実を図るため円滑な運営やサービス提供に努め、高齢者が地域で安心していきいきと生活できる環境づくりが必要です。また、障害者についても親亡き後の生活などに不安を抱えることが無く、各個人の能力や適性に応じて自立した生活を営むことができるよう、適切な福祉サービスによる給付とその他の支援を提供していく必要があります。

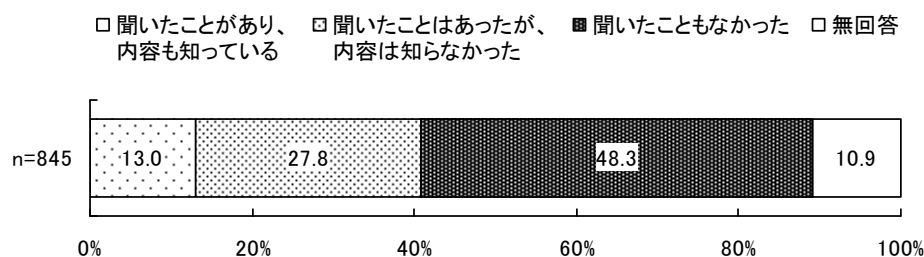
■高齢者・病人などの世話について



ワーク・ライフ・バランスについて、「聞いたこともなかった」(48.3%)が半数近くを占め最も多く、「聞いたことはあったが、内容は知らなかった」(27.8%)及び「聞いたことがあり、内容も知っている」(13.0%)と合わせ、“聞いたことがある”人は約4割となり、前調査(平成24年12月)の約3割から認知度が増加しています。

男女が共に支え合い、職場や地域、家庭などあらゆる場面において責任と喜びを分かち合う社会を実現するには、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発をはじめ、男性の家庭生活への参画を促進する取り組みが必要となります。

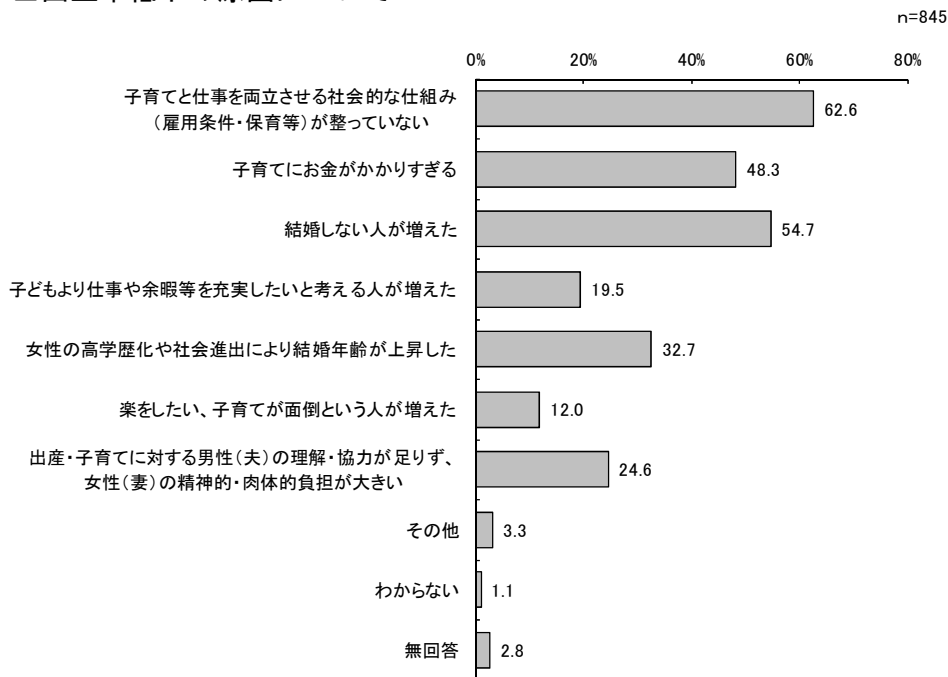
■ワーク・ライフ・バランスの認知状況



④ 出生率低下の原因

市民意識調査によると、出生率が低下している原因として考えられているのが、「子育てと仕事を両立させる社会的な仕組み（雇用条件・保育等）が整っていない」（62.6%）が最も多く、次いで「結婚しない人が増えた」（54.7%）、「子育てにお金がかかりすぎる」（48.3%）と続き約半数の回答となっています。また、「女性の高学歴化や社会進出により結婚年齢が上昇した」（32.7%）との回答が続いています。

■出生率低下の原因について

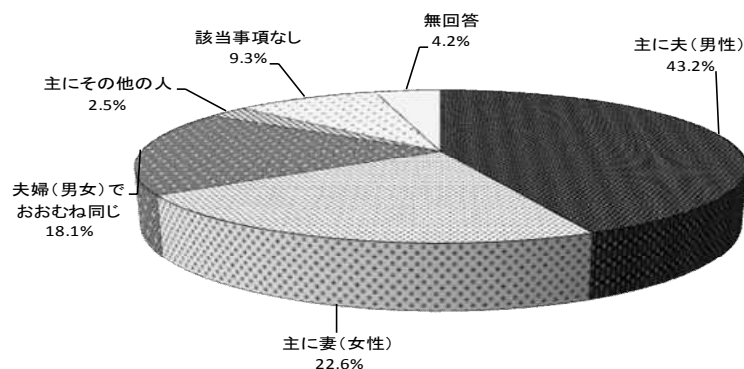


⑤ 町内会や自治会への出席

市民意識調査をみると、町内会や自治会への出席が最も多く占めるのが「主に夫(男性)」(43.2%) となり、「主に妻(女性)」(22.6%) はその約半数と少ない状況です。

女性の視点やニーズを地域づくりにより反映していけるように、育児や福祉だけではなく地域への参画により地域社会の活性化を促進することが求められており、女性の参画を可能とする環境づくりも必要です。

■町内会や自治会への主な出席者について



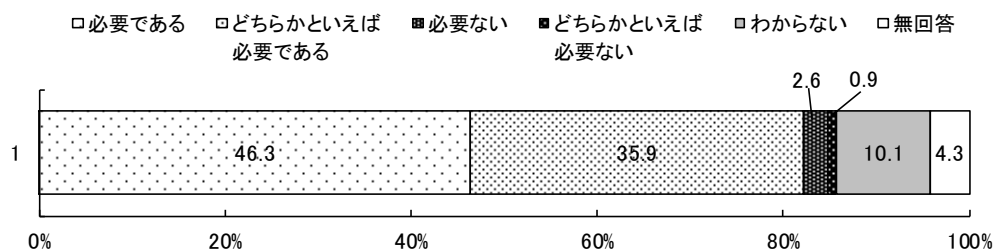
⑥ 防災・災害対策において女性に配慮した対応の必要性

全国的に、地震災害や台風、大雨による大きな被害が頻発しており、本市に影響する災害発生も懸念され、その防災対策についても重視されています。

市民意識調査から、防災・災害対策における女性の視点に配慮した対応の必要性について「必要である」(46.3%)が最も多く、次いで「どちらかといえば必要である」(35.9%)となり、合わせると8割強と多くの人が“必要である”としています。

本市では、防災及び災害支援対策において男女双方の視点を活かし、性差等に配慮したきめ細やかな取り組みを推進することが必要です。

■防災における女性に配慮した対応の必要性について



⑦ 政策決定過程における女性参画の社会的影響

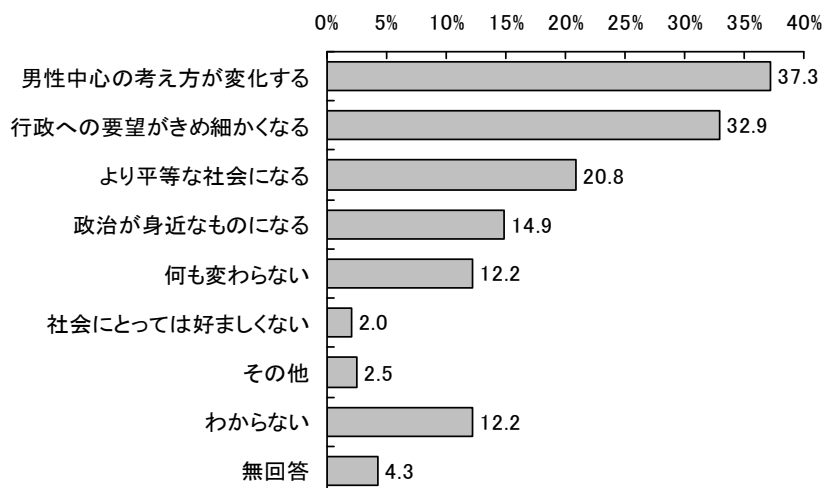
女性が政策方針を決定する過程への参画が増えた場合、社会への影響は「男性中心の考え方が変化する」(37.3%)が最も多く、次いで「行政への要望がきめ細くなる」(36.2%)となり、この2つの回答が特化して多くなっています。

このような現状とともに、行政は男女共同参画の先行事例として民間事業所への模範を示すことが望まれ、職場環境づくりへの配慮の必要があります。

市行政においては、政策決定過程への参加促進として、各審議会等への女性委員や、市管理職への女性職員の登用を進めるとともに、実現可能とする人材の発掘・育成に努める必要があります。このような課題を踏まえ、市民や職員一人ひとりの多様な意見が反映される行政運営を推進していくことが求められています。

■政策決定過程における女性参画の社会的影響について

n=845

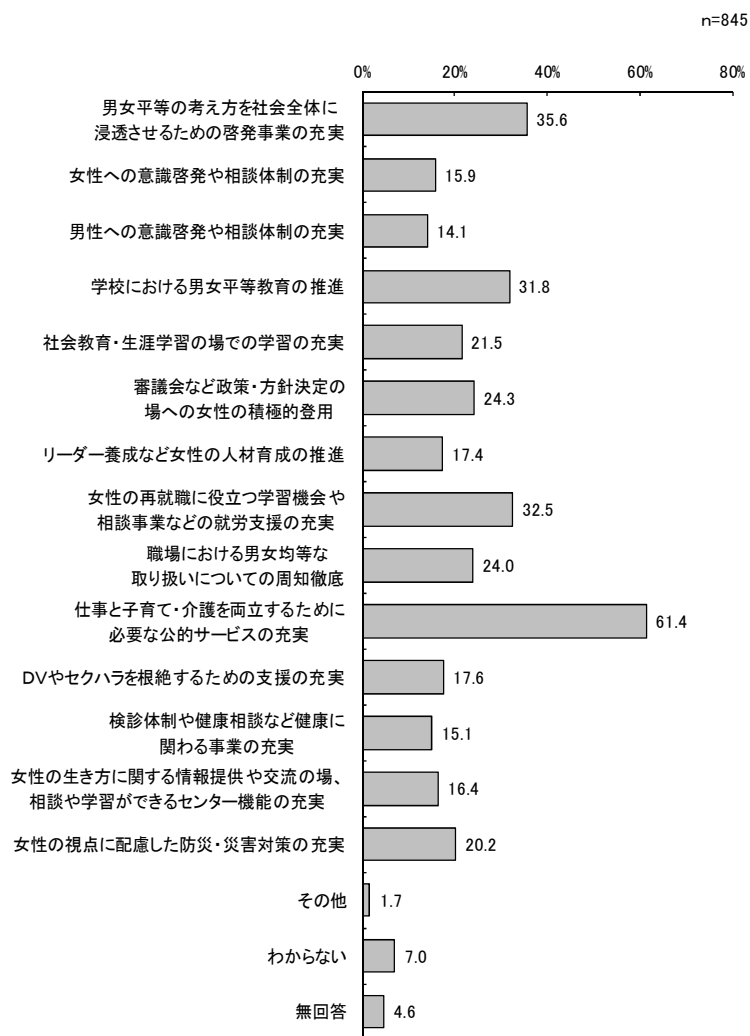


⑧ 男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと

男女共同参画社会を実現していくために、今後、本市において取り組むべきことは、「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」(61.4%)が最も多く、取り組みへの要望が顕著となっています。

また、「女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実」(32.5%)が比較的高い割合で続いており、相談事業や就業支援を望む意見が多くみられ、誰もが自立して安心して暮らしていくためにも生活環境の改善と公的支援が必要となり、男女共同参画の視点からもその公的支援が望まれていることがうかがえます。

■男女共同参画社会の実現のために取り組むべきこと



4 計画策定の焦点（重要項目）

これまでの社会情勢と本市の現状から導かれる課題を踏まえて、本計画の策定にあたっては以下の3点を重視し、計画全体にわたる横断的視点として位置づけ、本計画の施策を充実させるものとします。

（１）個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現

市民意識調査によると、社会全体として平等になっていると感じている人は4分の1程度にとどまり、男性が優遇されていると感じている人がほぼ半数に上ります。

また、分野別で見た場合、「社会通念、慣習、しきたり」については平等との回答が1割にとどまる一方、男性優遇は6割を占めており、このような市民の意識の傾向が、女性の社会参画を妨げるひとつの要因となっている様子が見えてきます。

こうした状況を踏まえ、「個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

（２）男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備

市民意識調査から、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、6割以上が「仕事と子育て・介護を両立するために必要な公的サービスの充実」をあげています。

本市における女性の労働力率と就業率は国・県を大きく上回り、多くの女性が社会で重要な役割を担い活躍していますが、核家族化の進行などに伴い、子育てや介護などの家庭生活と仕事を両立するための支援の重要性が増している様子が見えてきます。

地域経済の持続的な発展という観点から見ても、少子高齢化とそれに伴う人口減少の更なる進行が見込まれる中にあることは、これまで以上に、男女が共に、その個性や能力を存分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、「男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への取り組み

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」は、出産・子育て期の女性を中心とした「仕事と家庭の両立」のテーマから、男女ともあらゆる世代にわたり“仕事中心”の生き方を見直し、多様な生き方を選択できる社会を創り上げていこうとする考え方です。

子育て・介護等の法整備は図られたものの、実態は多くの場合依然としてあまり変わらないというのが現状です。そのため、「ワーク・ライフ・バランス」の観点から男女の働き方、家庭・地域との関わり方、特に“男性にとっての男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの意味・意義”を見直し、自ら多様な生き方を選択できる取組みの推進を図っていく必要があります。

（３）あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

市民意識調査から、男女共同参画社会の実現のために市が取り組むべきこととして、「男女平等の考え方を社会全体に浸透させるための啓発事業の充実」、「学校における男女平等教育の推進」が3割以上と上位を占めています。

幼少期から他者を思いやる心を育み、その後も成長段階にあわせて男女共同参画に関する様々な体験や学習の機会を提供し、地域の共通理解を醸成していくことは、男女共同参画社会を実現していくうえで不可欠であるため、「あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進」を特に重視することとし、関連施策の充実を図ります。

● 男女平等意識の浸透

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような多様な生き方を選択できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。時代とともに男女の固定的な役割分担意識は次第に改善されつつありますが、長い時間の中で形づくられてきたものであり、即座に払拭することは難しく、さらに意識啓発に努めていく必要があります。

特に、「男らしさ」「女らしさ」の「ジェンダー問題」については、“あらゆる分野における社会的性別（＝ジェンダー）の存在に気づく視点”が大切になります。「人権を尊重した男女平等意識」の一層の浸透を図り、男女共同参画社会基本法で求められている、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指す必要があります。

5 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

◇本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、「市町村男女共同参画計画」であり、上位計画である「鴨川市総合計画」の分野別計画として、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策や事業を総合的かつ効果的に推進するため策定したものです。

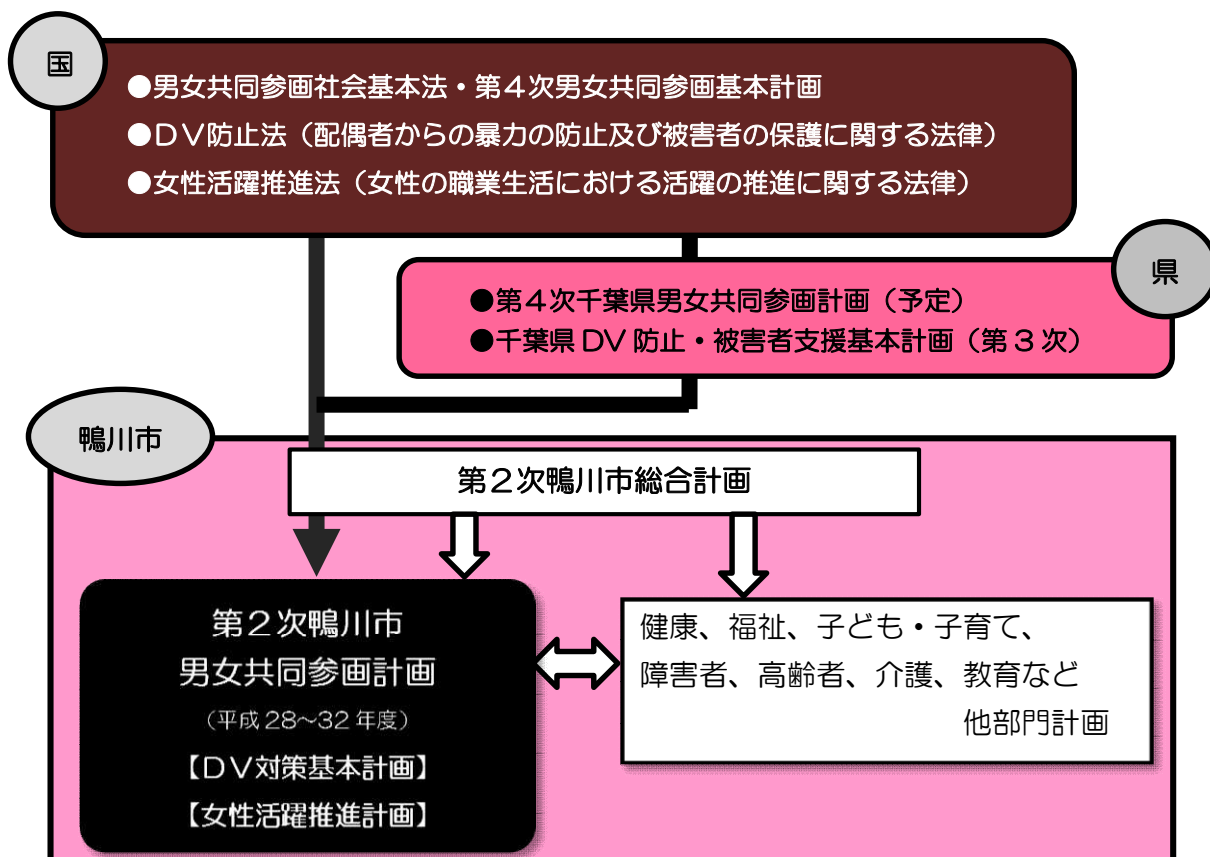
◇国及び千葉県が策定した関連計画や、市が策定した各種計画等との整合・連携を図り策定したものです。

◇本計画は、市が取り組むべき男女共同参画推進施策の基本方針を示す総合的な計画であり、同時に、施策を総合的・効果的に推進するため、市民、各種団体、事業者などが自主的かつ積極的な活動を行う際の指針として位置づけます。

◇本計画のうち、基本目標Ⅰの施策の方向2「あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり」における施策「①DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進」は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（以下「DV対策基本計画」という。）として位置づけます。

◇本計画のうち、基本目標Ⅱ「あらゆる分野における男女の参画促進」における施策は、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」（以下「女性活躍推進計画」という。）として位置づけます。

【計画の位置付けイメージ図】

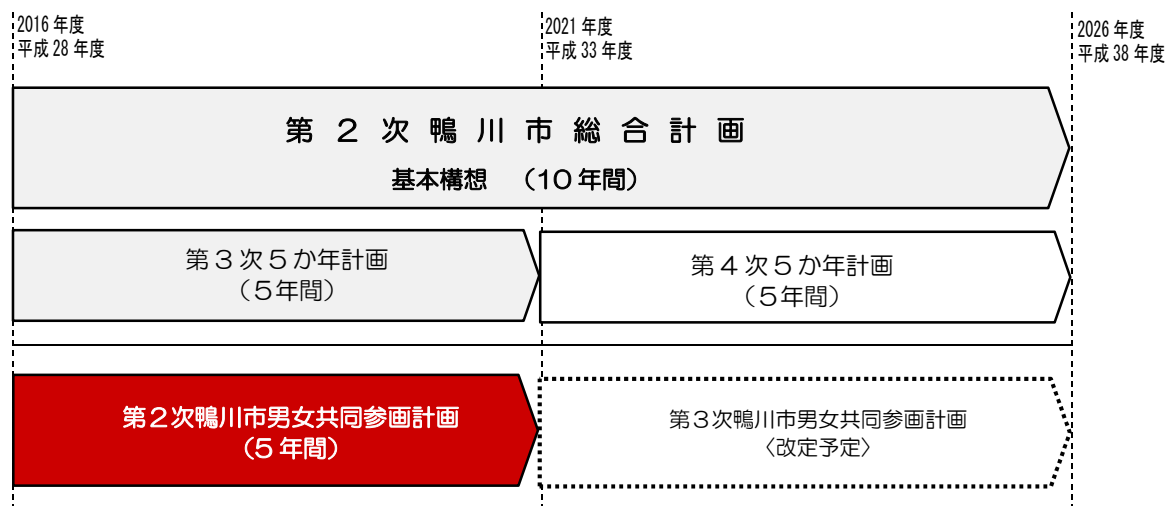


(2) 計画の期間

◇本計画の計画期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中においても、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間のイメージ図】



6 計画の策定方法と推進体制

(1) 計画の策定方法と市民ニーズの反映

- ◇本計画の策定に際しては、平成22年3月策定の『鴨川市男女共同参画計画』を基本的に踏襲しつつ、社会情勢を考慮し、「鴨川市男女共同参画推進審議会」で委員の意見を通じて得られた意見・要望を市民意向・ニーズとして、可能な限り計画に反映させました。
- ◇「パブリック・コメント」の手続きを取り、広く市民から直接意見を募り、その結果を踏まえた意向をできるだけ反映して策定するよう努めました。
- ◇「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成27〔2015〕年度実施）等の結果から抽出された課題や意見・要望を、可能な限り計画内容に反映させるよう努めました。

(2) 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現にあたっては、男女を取り巻く社会的背景を認識した上で、あらゆる分野において総合的かつ計画的に施策を推進することが必要となります。

また、市行政のみではなく、市内の事業所等や関係機関、そして市民一人ひとりが、それぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的に取り組んでいくことが必要です。

男女共同参画に関する施策を着実に推進していくために、基盤となる推進体制のより一層の充実に努めます。

① 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的に果たす役割が大きく、その取組み内容は幅広い分野に渡るため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制により推進することで本計画の実現へ着実に向かっていきます。

② 市民との連携

男女共同参画社会づくりは、市民が家庭や地域・職場などにおいて自発的かつ主体的な行動をとることが必要不可欠です。市民が行動しやすい環境を整えるため、関連する情報等のわかりやすい広報に努め、啓発活動を行います。

③ 事業所等との連携

市内の事業所、団体、機関などが、男女共同参画社会の必要性・重要性を認識し、主体的に取り組むことができるよう、広報・啓発活動を行います。

④ 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

本計画を推進していくにあたり、国・県や近隣自治体等との連携を図るとともに、情報交換などを行います。

(3) 計画の推進に求められる各々の役割

市民一人ひとりが、自分自身の行動に責任を担い、自立して自己実現を図っていけるよう、それぞれの立場で男女共同参画を身近なものとして理解し、意識づくりを進めることが重要です。

各立場（視点）から重要、かつ積極的にできることを整理し、周囲に効果的な啓発活動につなげられるよう努めます。

各立場 (視点)	役 割
市	男女共同参画の推進に関する施策を、総合的、計画的に推進します。
市 民 (地域住民)	一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画に関する理解を深め、その推進に努めます。
教育関係者	男女平等の意識づけは、幼少期からの教育が有効かつ必要不可欠と考えられ、本市における教育関係者は、男女平等に配慮した教育課程や日頃の生活指導など、男女共同参画社会の実現を担う人材の育成に努めます。
事業所	男女共同参画の推進に積極的に努め、市が実施する施策に協力します。

(4) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、個々の施策の進捗状況を定期的に点検・評価することにより、進行管理を行います。

(5) 成果指標

本計画における成果指標を設定しました。

項 目	現状値	目標値 (平成32年度)	備考
「男女の地位は平等になっている」と回答した市民の割合（男女共同参画に関する市民意識調査）	18.2% (平成27年度)	25.0%	
「男は仕事、女は家庭」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	30.9% (平成27年度)	20.0%	
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「知っている」及び「聞いたことがある」市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	40.8% (平成27年度)	50.0%	
保育サービスの充実、施設の整備に満足する市民の割合 (子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	19.1% (平成25年度)	50.0%	
子育て支援施策の促進に満足する市民の割合 (子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査)	16.3% (平成25年度)	30.0%	
学童保育を利用した児童数	206人 (平成27年度)	356人	
病児・病後児保育の年間利用者数（延べ数）	0人 (平成27年度)	194人	
DV被害者のうち「誰にも相談しなかった」と回答した市民の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	52.1% (平成27年度)	40.0%	
審議会等の女性委員の割合	25.2%	30.0%	
市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	6.5%	10.0%	
市の監督職（係長以上）に占める女性職員の割合	23.7%	30.0%	

第2章 計画の理念と目標（施策の体系）

1 鴨川市の目指す地域社会（基本理念）

本市では、平成22（2010）年3月に策定した「鴨川市男女共同参画計画」の基本理念「^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現」に基づき、男女共同参画の基本的な施策・事業を推進してきました。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習には差別や偏見、性別役割分担の固定的な考え方が依然として見受けられ、多様な生き方を阻む課題は、顕在しています。

また、DV被害への対策や、生活困窮者の問題、新たに施行された「女性活躍推進法」等に対応するため、さらに本計画を推進する必要性が高まっており、これまでの理念に基づいた施策を継続的に進めていくことが重要になっています。

本計画では、計画策定の焦点を踏まえ、全ての人々が共に支え合い、認め合い、市民一人ひとりがこれまで以上にいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、前計画の基本理念を継承することとします。

【計画策定の焦点】

- ① 個人の人権を尊重する、共生と平等の社会の実現
- ② 男女が共に個性や能力を活かしつつ、家庭や仕事、地域活動との両立ができる社会環境の整備
- ③ あらゆる年代における、男女共同参画に関する教育・学習の推進

基 本 理 念

^{みんな}男女が互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現

2 計画の基本目標と施策の体系（展開）

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、継続して一貫した取り組みが必要です。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、効率的かつ効果的な施策が重要となってきています。そこで、基本目標及び施策の体系を見直し、これまでの施策を継続しながら重点施策を整理検討し、本市の実状に合わせた現実的な取り組みから男女共同参画社会の実現を目指すこととし、前計画の5つの基本目標を3つの目標に集約して定め、それぞれ関連する施策・事業を体系づけています。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

男女共同参画社会について、広く市民の理解・協力が得られるよう、広報や啓発、教育や学習を推進します。

また、暴力等による人権侵害を許さない環境づくりを進め、市民一人ひとりが互いに思いやり人権を尊重し合う社会、男女が社会のあらゆる場面において対等な地位に立ち、均等に利益を享受できる男女共同参画社会の実現を目指し、基盤づくりを進めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の参画促進

女性と男性の意見が同等に社会へと反映されるように、行政や企業、団体等における政策・方針決定や企画立案の場への女性の参画を図ります。

また、男女が共に家庭や地域社会の一員としての責任を担い、それぞれの場面において能力を発揮するための環境づくりを進めます。

労働の場における機会と待遇の平等を確保するとともに、ライフスタイルやライフステージ*に応じて多様な働き方を選択できるようにするための環境づくりを進めます。

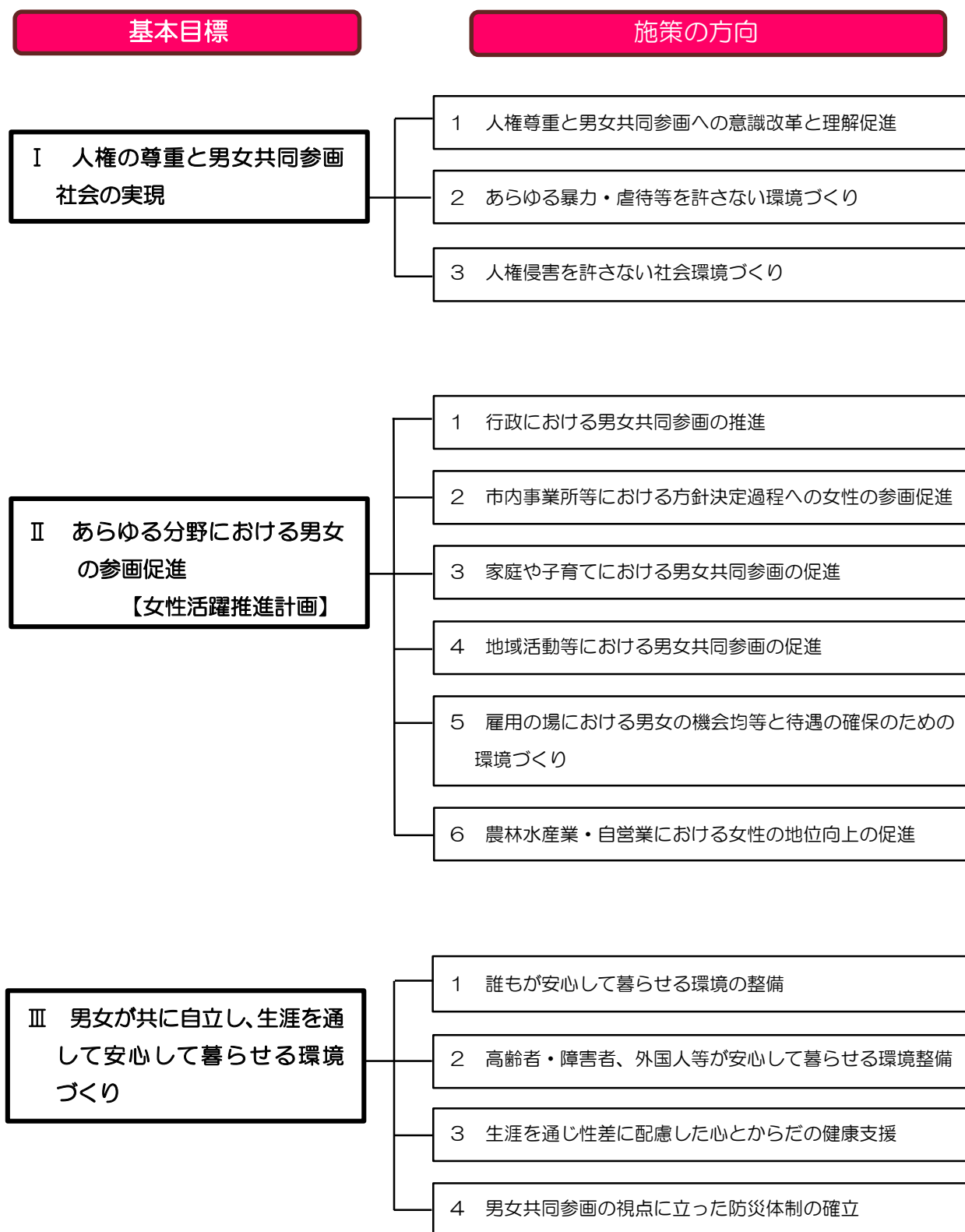
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

高齢者及び障害者の自立・社会参画の促進、性差に配慮した健康づくりや防災対策の推進を通して、市民が生涯にわたって安心して暮らすことのできる環境づくりを進めます。

*ライフステージ

人の一生を、幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた、それぞれの段階のこと

〈施策の体系〉



〈施策の展開〉

I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向	主要な施策（取組）
1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進	①固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進 ②男女平等意識の醸成 ③学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進 ④男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実 ⑤国際理解の醸成
2 あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり	①DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進 ③児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶
3 人権侵害を許さない社会環境づくり	①人権に関する相談等の充実 ②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供 ③メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

II あらゆる分野における男女の参画促進 【女性活躍推進計画】

施策の方向	主要な施策（取組）
1 行政における男女共同参画の推進	①各審議会等委員への女性の参画促進 ②市役所における男女共同参画の推進
2 市内事業所等における方針決定過程への女性の参画促進	①女性の登用促進に関する働きかけ ②女性の人材の育成
3 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進	①ワーク・ライフ・バランスの啓発 ②男性の家事・育児・介護への参画促進 ③教育・保育事業の充実 ④地域が一体となった子育て支援体制の充実
4 地域活動等における男女共同参画の促進	①地域活動への支援

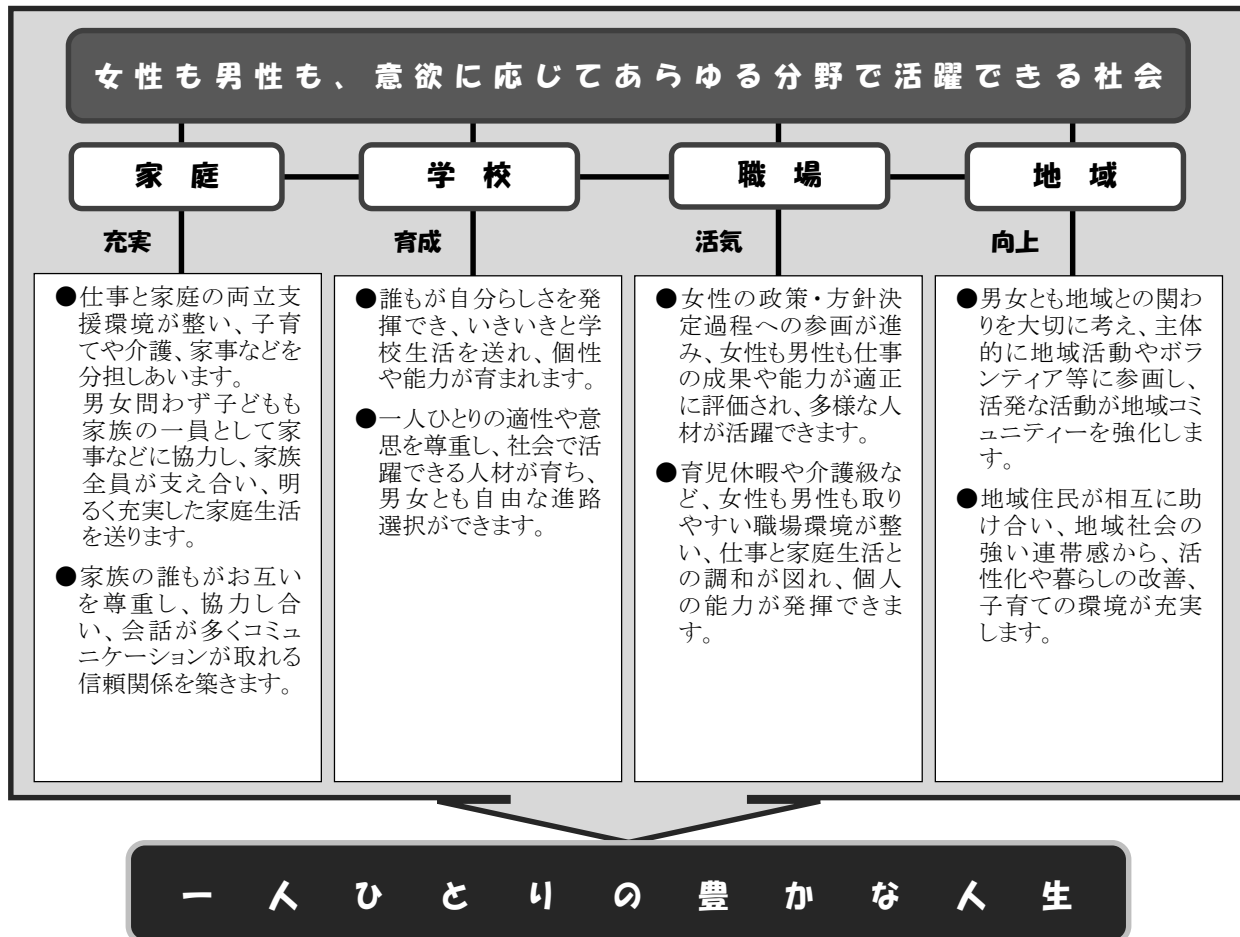
5 雇用の場における男女の機会均等と待遇の確保のための環境づくり	①女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進 ②就職希望者に対する情報提供 ③働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知 ④雇用の場の充実
6 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進	①農林水産業における男女の経営参画の促進 ②自営業における男女の経営参画の促進

Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して安心して暮らせる環境づくり

施策の方向	主要な施策（取組）
1 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①相談支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実
2 高齢者・障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備	①高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援 ②高齢者・障害者の社会参画の促進 ③在住外国人に対する支援
3 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援	①母子健康の保持と増進 ②性差に配慮した健康支援対策の実施 ③生涯にわたる健康の包括的な支援
4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	①女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

「男女共同参画社会」が実現するとどんな社会になるの？

【男女共同参画社会のイメージ図】



第3章 計画の内容

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会の実現

施策の方向 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革と理解促進

男女平等が求められてきた社会の中で、性の違いによる固定観念から偏見や差別などが未だ顕在しており、この固定観念の解消とともに男女共同参画に対する意識を高めることが重要であることから、人権尊重に基づく啓発活動や関連情報の提供を行い意識改革と理解の促進を図ります。

人権の尊重や男女平等については、若年層の早い時期における教育環境等が重要であることから、学校・幼稚園・保育所、認定こども園などにおいて、性別にかかわらず個性と能力を伸ばす教育や保育を行います。

また、幼少期から人権と個性を尊重する心を育むため、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進します。

性についても正しい理解を促進するとともに、子ども達や家庭への支援としてきめ細かい相談体制の充実を図ります。

このような教育を経た後も、地域社会の一員として子どもから大人へと引き続き、生涯にわたる男女共同参画を学ぶことができるように、様々な分野における学習の場や機会の創出を図り生涯学習の充実に努めます。

男女共同参画の取組みは、国際連合を中心とした世界レベルの問題であり、国際社会への注意を払いつつ市民一人ひとりの国際理解を高めることが大切なことから、地域の国際交流活動などを通し国際理解の醸成を図ります。

① 固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた意識啓発	○「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行等の解消を図るため、意識啓発を行います。	企画政策課

② 男女平等意識の醸成

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する情報の収集と提供	○男女共同参画に関連する情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して広く市民に提供します。	企画政策課
男女共同参画に関するセミナー等の開催	○県などの関連団体との連携のもと、男女共同参画に関するセミナー等の開催を検討します。	企画政策課

③ 学校教育等における男女平等に関する保育・教育・学習の推進

事業名	事業内容	担当課等
男女平等の視点に立った教育・学習の推進	○学級会や児童会、生徒会といった校内組織における男女平等への配慮や、男女平等に関する歴史の学習の実施など、学校教育活動全般において、子どもの発達段階に即した教育や学習を推進します。 ○教材等の選定にあたり、男女共同参画の視点を加味するよう努めます。	学校教育課
人権教育の推進	○自分自身や他者の生命・人権を尊重し、差別やいじめをしない子どもの育成に向けた人権教育を推進します。 ○人権擁護委員等との連携のもと、市内小学校における人権教室や街頭啓発を支援します。 ○いじめ防止等の対策の充実を図ります。	学校教育課
男女共同参画の視点に立った進路指導の推進	○固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、生徒一人ひとりの資質や適性に応じた進路指導を推進します。	学校教育課
保育所等における男女平等な教育・保育の推進	○不必要に男女を区別することがないように教育・保育を行います。	子ども支援課 学校教育課
職員研修の充実	○教職員等に対する研修の充実に努め、男女平等意識と能力の向上を図ります。	学校教育課 子ども支援課
性についての正しい理解の促進	○各中学校へのスクールカウンセラーの配置などにより、性に関する悩みについて子どもが相談しやすい環境を整備します。 ○専門的な知識や経験を有した講師を招聘するなど、思春期健康教育の実施について、実践的な計画を作成し、正しい性の理解に向けた取組みを推進します。	学校教育課

④ 男女共同参画の意識を高める生涯学習の充実

事業名	事業内容	担当課等
生涯学習の充実	○男女がその個性に応じて能力を高め多様な生き方を選択していくための学習機会の提供を図り、生涯学習の充実に努めます。	生涯学習課 企画政策課
図書館における男女共同参画に関する図書の充実	○男女共同参画に対する市民の正しい知識と理解を深めるため、関連図書を整備し活用を図ります。 ○男女共同参画に関する図書の利用件数が増加するように、展示の仕方等を工夫します。	生涯学習課 (図書館)

⑤ 国際理解の醸成

事業名	事業内容	担当課等
国際姉妹都市等との交流の推進	○国際姉妹都市であるアメリカ合衆国マニトワック市等との交流を促進し、地域における国際理解の向上を図ります。	企画政策課
民間国際交流団体等への支援	○国際交流活動等を実施する民間の国際交流団体の活動等を支援します。	企画政策課
CIR(国際交流員)の活用	○CIR を活用し、地域住民の異文化理解のための交流活動など、市民の国際意識を醸成し、国際化を推進します。	企画政策課
英語教育の充実	○OALT(外国語指導助手)等を活用し、市内の小中学校・幼稚園等における英語教育の充実に努めます。	学校教育課 子ども支援課

施策の方向 **2** あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくり

配偶者等からの暴力等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

人権尊重と男女平等の教育を踏まえ、「DV防止法」に基づき、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント等のあらゆる暴力を許さない社会を形成し、様々な機会を通じて暴力根絶のための意識づくりに努めます。

DV被害者に最も身近な行政主体である市として、相談・支援体制を充実し、被害者の気持ちにより添い速やかに関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

また、社会問題化している児童虐待や高齢者、障害者への虐待等について、本市で作成しているDV被害者支援マニュアル、子ども虐待対応マニュアル、障害者虐待対応マニュアル、高齢者虐待対応マニュアルを活用し、関係機関との連携体制を強化し、支援に結びつくよう情報収集に努めるとともに相談支援体制の充実を図ります。

① DV（ドメスティック・バイオレンス）等に関する対策の推進 【DV対策基本計画】

事業名	事業内容	担当課等
DV等に関する周知	ODVやデートDV、人身取引に関する情報等を収集し、市広報誌やホームページ、パンフレットの回覧等を通して提供することにより、市民意識の啓発を行います。	健康推進課
DV被害者を支援する体制の充実	ODV被害者の安心・安全を確保するため、関係機関と連携し、相談支援を実施します。また、DV被害者の保護と心身ケア、社会的自立を促す支援体制の充実を図ります。 ○市広報誌やホームページ等を通して相談窓口を周知します。	健康推進課

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進

事業名	事業内容	担当課等
庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた意識啓発の推進	○セクシュアル・ハラスメント等の発生状況の把握とともに、防止に向けた職員への意識啓発に努めます。 ○相談者のプライバシーに配慮しながら的確かつ迅速な対応や支援を行うことができるよう、被害者のための相談体制の充実を図ります。	総務課

教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	○各小中学校において職場規律の向上を目的とした会議を開催し、セクシュアル・ハラスメント等防止のための取組みを推進します。	学校教育課
事業所等に対する広報・啓発	○セクシュアル・ハラスメント等防止のための情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

③ 児童・高齢者・障害者に対する暴力の根絶

事業名	事業内容	担当課等
児童・高齢者・障害者に対する虐待防止対策の推進	○児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待に係る関係機関の連携強化を図り、虐待の予防、早期発見、早期対応、再発防止その他虐待の防止対策を推進します。	健康推進課 福祉課 子ども支援課
児童虐待の早期発見と被害者支援の充実	○児童虐待の予防と早期発見を図るため、乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ○被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や親子関係修復等のための支援を行います。	子ども支援課 健康推進課
高齢者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	○高齢者とその家族を対象として、医療・介護・福祉などに関する総合的な相談窓口の周知を図り、被害者の発見に努めます。 ○鴨川、長狭、江見、天津小湊の各地区において相談の受付を行います。 ○被害者発見時においては関係機関等との連携のもと再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	福祉課 健康推進課
障害者に対する虐待の早期発見と被害者支援の充実	○障害者に対する虐待の早期発見を図るため、本人や家族からの相談を随時受け付けるほか、関係機関等との連携を密にします。 ○被害者発見時においては関係機関等との連携のもと、再発防止や家族関係修復等のための支援を行います。	福祉課 健康推進課

施策の方向 **3** 人権侵害を許さない社会環境づくり

人権侵害について、市内の実情や市民の意識を明らかにした市民意識調査を実施するとともに、情報提供及び啓発することにより男女平等の意識の醸成に努めます。

また、市広報誌やホームページ等の行政による情報発信の際は、ジェンダーに配慮した内容とし、他の情報についてはメディア・リテラシー^{*}の向上を促進して、多様な情報からの人権侵害等の排除に取り組めます。

さらに、人権や性別にかかわる不当な差別について、相談窓口を周知・広報するとともに支援体制の充実を図ります。

① 人権に関する相談等の充実

事業名	事業内容	担当課等
人権相談の充実	○全ての人が差別なく幸せに暮らす権利を守るため、千葉地方法務局と連携し、「特設人権相談所」を市内各地区において定期的に開催します。 ○千葉地方法務局との連携を密にし、人権侵犯事件が発覚した場合における調査・救済のための協力体制の整備を進めます。 ○市広報誌及びホームページ等を通して相談窓口を周知します。	総務課
県女性サポートセンターの周知	○女性が抱える悩み・問題などに関する相談の窓口となる県女性サポートセンターについて周知します。	健康推進課

② 男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供

事業名	事業内容	担当課等
男女共同参画に関する市民意識調査の実施	○男女共同参画に関する市内の実情や市民の意識の現状を明らかにするために必要な調査項目を検討し、市民意識調査を実施します。また、調査結果をホームページ等に掲載することにより、情報提供・啓発を行います。	企画政策課
他団体における取組みに関する情報の収集と提供	○国、県、近隣自治体の取組み状況について、情報の収集及び提供に努めます。	企画政策課

*メディア・リテラシー

メディアによって伝えられる情報を読み解き、活用する能力と、メディアを使って表現する能力。

③ メディアや行政刊行物等における人権尊重の十分な配慮

事業名	事業内容	担当課等
行政刊行物等における表現の十分な配慮	○市広報誌やホームページ等を通して情報発信を行う際に、性別に関する固定観念に捉われない表現を行うように努めます。	各所属
メディア・リテラシーの向上促進	○メディア・リテラシーの向上を促進するため、多様な情報の提供と併せてインターネット端末の開放による学習機会の提供を行います。	総務課

基本目標 II あらゆる分野における男女の参画促進

『女性活躍推進計画』

施策の方向 **1** 行政における男女共同参画の推進

行政において、男女平等社会に基づく対等な構成員として政策の立案・決定の場へ積極的に女性が参画することは、市民一人ひとりが持つ多様な考え方が社会へ反映されていくことと期待されます。

市行政においては、女性の参画は依然少ない状況から、各審議会等における女性委員や市管理職への女性職員の登用を進めるため、人材の発掘と育成に努めることが重要であり、市民及び職員が個々の持つ多様な意見を反映できる行政運営をより一層推進していきます。

また、本市において「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。

① 各審議会等委員への女性の参画促進

事業名	事業内容	担当課等
審議会等における女性委員の登用の促進	○「鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針」に基づき、各審議会等における女性の登用率が30%以上になるように努めます。	総務課 各所属
行政情報の積極的な公開	○市民の市政への関心を高め、更なる参画を促進するため、行政情報の積極的な公開に努めます。	各所属

② 市役所における男女共同参画の推進

事業名	事業内容	担当課等
女性職員の管理職への登用の促進	○性別にかかわらず、個人の能力と適正に応じた職員配置と管理職への登用を行います。	総務課
女性職員の職業生活における活躍の推進	○特定事業主行動計画に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みを推進します。	総務課
市役所における育児・介護休業等に関する職場環境の整備	○育児・介護休業制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置や時間外労働の免除の請求をすることができる制度等について、職員への周知・定着を推進します。	総務課

施策の方向 **2** 市内事業所等における方針決定過程への

女性の参画促進

女性が自らの意志による社会参画を実現するためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

市内の事業所等で働くすべての男女が、共に支え合い、責任を分かち合い、個々の能力を発揮することで地域経済のより一層の活性化を図るため、事業者や団体等に対し方針決定過程への女性参画に取組み拡大するよう、周知広報による啓発を進めます。

① 女性の登用促進に関する働きかけ

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 女性の人材の育成

事業名	事業内容	担当課等
研修会などに関する情報の収集と提供	○女性の能力向上のために開催される研修会等の情報を収集し、市広報誌やホームページ等を通して提供します。	企画政策課

施策の方向 **3** 家庭や子育てにおける男女共同参画の促進

国の取組みとして進められているワーク・ライフ・バランスは、一人ひとりが心身ともに健康かつ喜びに満ちた人生を送るため、仕事と家事、出産・育児などの家庭生活や趣味、地域における活動などが調和した状態を目指しており、男女が共に家庭生活における責任と喜びを分かち合い、その他の活動と両立できることが必要です。

そのため、特に男性の家庭生活への参画促進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進します。

ワーク・ライフ・バランスにおける課題としては、出産・子育てに関することが大きく、公的なサービスや地域一体となった子育て支援とともに高齢者等の介護支援を含めた体制強化が必要であることから、地域住民が互いに支え合う総合的な地域福祉の充実を図ります。

また、ひとり親家庭等においてはさらに安心して生活していく支援が必要であり、仕事と家庭を両立するための環境づくりのため、経済的支援や相談体制の充実を図ります。

① ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	〇ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

事業名	事業内容	担当課等
男性の食生活改善事業	〇主に高齢男性の食の自立を目的として、健康づくりに関する知識や調理技術の向上に関する講習会等を実施します。	健康推進課
パパママ学級の開催	〇男女が共に力を合わせて育児に参加できる社会づくりを促進するため、意識啓発と技術指導を兼ねたパパママ学級を開催します。	健康推進課
育児、介護等に関する講座等への参加促進	〇育児や介護等に関する各種講座等への男性の参加が促進されるように、開催日時や講座のテーマ等について工夫します。	健康推進課

③ 教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	担当課等
幼保一元化の推進	○一体型施設や近接施設において、4・5歳児には幼稚園での幼児教育を行い、0～5歳児の共働き家庭等の児童には保育サービスとして、朝夕の延長保育を提供する幼保一元化を引き続き推進します。	子ども支援課 学校教育課
教育・保育サービスの充実	○多様な保育ニーズに対応したサービスの充実を図るため、延長保育、一時預かりや病児保育などを実施します。	子ども支援課 学校教育課
学童保育の充実	○市内の留守家庭児童の健全育成と事故防止のため、学童クラブを運営する団体に補助金を交付するほか、運営支援を行います。	子ども支援課

④ 地域が一体となった子育て支援体制の充実

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○育児休業や介護休業の取得に関連して事業所等が措置すべきことに関する情報を収集し、広報・啓発を行います。	農水商工課
子育てに関する相談事業	○育児相談及び健診後のフォロー等を目的として、各種相談事業を実施します。 ○家庭における適正な児童養育と家庭児童福祉向上を図るため、関係機関と連携を図りながら、家庭児童相談を実施します。	健康推進課 子ども支援課
地域子育て支援の充実	○子育てに関する支援を総合的に行うことにより、子育て環境の整備と児童の健やかな育成を図ります。	子ども支援課
ファミリー・サポートセンターの利用促進	○子育てを支援したい人と子育て支援サービスを受けたい人の相互援助組織であるファミリー・サポート事業の周知に努め、その利用を促進します。	子ども支援課

施策の方向 **4** 地域活動等における男女共同参画の促進

地域社会への参画は、自身のワーク・ライフ・バランスを充実させるだけでなく、誰もが安心して暮らせる地域福祉の充実とともに、活力ある社会を形成する支援となります。

男女共に、誰もが地域社会の一員として主体的に地域活動に参画し、活力ある地域社会を形成するため、地域活動への支援を推進します。

① 地域活動への支援

事業名	事業内容	担当課等
市民提案によるまちづくりの支援	○まちづくりへの市民参画を推進するため、市民やNPO法人などの市民活動団体が、自ら企画し実施するまちづくり活動を支援します。	企画政策課
自治組織等の維持・活性化の促進	○自治組織等への各種支援の実施を通して、組織の維持と活性化を図ります。	企画政策課
市民活動の支援	○まちづくりの担い手となる市民活動団体を支援するため、これらの活動に参加したい市民に対し、情報提供や、相談の場を設けます。	企画政策課

施策の方向 **5** 雇用の場における男女の機会均等と

待遇の確保のための環境づくり

女性の雇用の場における待遇は、男女雇用機会均等法や労働基準法の改正などを通し環境が改善されてきましたが、依然として男女の格差は顕在しています。

女性の労働環境が向上するため、雇用の場を提供する企業や事業所・団体等に対する啓発を行うとともに、就業希望の女性に対しては、求人に関することや職業能力開発事業等の情報提供及び相談等の支援に努めます。

① 女性の労働条件向上と雇用の場における平等の促進

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○女性の雇用と労働条件向上に関する情報を収集し、市内事業所等に対する広報・啓発を行います。	農水商工課

② 就職希望者に対する情報提供

事業名	事業内容	担当課等
求人情報の提供及び就職相談会の開催	○市役所1階のふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介等を実施するとともに、国等と連携した就職相談会を開催します。	農水商工課
女性の再就職の促進	○ハローワーク等の関係機関と連携し、女性の再就職希望者に特化した相談窓口を周知するとともに、職業訓練など、職業能力開発に関する情報の提供に努めます。	農水商工課

③ 働く女性の母性保護及び母性健康管理に関する周知

事業名	事業内容	担当課等
事業所等に対する広報・啓発	○男女雇用機会均等法や労働基準法、母子保健法等に基づく妊娠・出産等の母性保護や健康管理のあり方について情報を収集し、市内事業所等と就労者に対して広報・啓発を行います。	農水商工課

④ 雇用の場の充実

事業名	事業内容	担当課等
雇用の場の充実	○市内における就労の場が充実するよう企業の誘致に努めるとともに、既存企業や新規起業家への低利融資等の支援を行います。	企画政策課 農水商工課

施策の方向 **6** 農林水産業・自営業における女性の地位向上の促進

本市の基幹産業でもある農林水産業、商工業等の自営業において、男性（夫）が事業主で女性（妻）が家族従業員となっていることが多く、女性が抱える負担の大きさと果たしている役割が適正に評価され、女性の地位向上が促進されるよう啓発に努めます。

また、自営業の男女共同参画経営を推進するため、家族経営協定の締結を推奨し、意思決定の場への女性参画を促進するとともに、能力開発の支援などを関係団体と連携して取り組みます。

① 農林水産業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
家族経営協定の締結の促進	○認定農業者を対象とした研修等において、家族経営協定の締結による男女のパートナーシップの確立について啓発を行います。	農水商工課
農業体験セミナーの開催	○新規就農希望者の経営の安定及び就農の継続・定着を促進するため、関係団体等と連携して農業に関する体験セミナーを開催します。	農水商工課
農林水産分野における女性の経営参画の促進と起業支援	○県や周辺市町村などの関係団体との連携により、農林水産分野における女性起業家や起業グループの活動を支援する体制を整備します。	農水商工課

② 自営業における男女の経営参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
自営業者への啓発と情報提供	○商工会等の関係団体と連携し、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。	農水商工課
経営支援及び企業環境の整備	○既存の自営業者の経営の健全化・安定化と、新規に起業を行う者に対して、資金融資に際しての利子補給等を行います。	農水商工課

基本目標 Ⅲ 男女が共に自立し、生涯を通して

安心して暮らせる環境づくり

施策の方向 1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

女性を取り巻く生活環境は、高齢者介護やひとり親家庭等、雇用条件の格差等と厳しい現状となっています。

また、生活保護を受ける前の人も含めた生活困窮者の増加とともに、ひとり親家庭等や若い女性の貧困化も社会問題となっているなかで、生活困窮者自立支援制度^{*}が施行（平成27（2015）年4月）されており、生活上の困難に対する相談等を含め適正な生活支援を推進し、女性の経済的自立を促します。

① 相談支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
総合相談体制の充実	○市内2か所の福祉総合相談センターにおいて、福祉や介護等に関する相談に対応するワンストップサービスを提供します。	健康推進課
生活困窮者の自立支援	○生活困窮者自立支援事業を実施します。	健康推進課

② ひとり親家庭等への支援の充実

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等に対する経済的支援	○ひとり親家庭等における負担を軽減し、子どもを健全に育成していくための経済的支援を実施します。	子ども支援課
ひとり親家庭等を対象とした相談受付と情報提供の実施	○関連する福祉サービスや無料法律相談窓口等の情報提供を行います。また、民生委員や児童委員等により、福祉に関する相談や指導助言等を実施します。	子ども支援課

*生活困窮者自立支援制度

働きたくても働けない、住む所がないなど、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者）に対し、自治体等の相談窓口で一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度。

施策の方向 **2** 高齢者・障害者、外国人等が安心して

暮らせる環境整備

【施策の方向】

高齢者や障害者が安心して暮らせる地域であるため、介護保険制度の円滑な運営とともにサービスの提供に努め、介護などの負担が女性に集中することがなく、いきいきと過ごせる生活環境を整えます。

また、市内在住の外国人や誰もが暮らしやすい環境をめざし、地域が一体となって助け合う支援体制の充実を図ります。

① 高齢者・障害者の福祉の充実と自立支援

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の自立支援	○運動や食事に関する教室の開催や保健指導を通して高齢者の生活習慣病を予防するとともに、介護予防プランの作成やそれに基づく運動器の機能向上事業の実施、介護予防サポーターの育成により、要介護状態や認知症を予防するための取組みを実施します。	健康推進課
障害者の自立支援	○本市において策定した障害者基本計画及び障害福祉計画に基づき、各種支援サービスを実施します。	福祉課
介護・福祉環境の充実	○高齢者や障害者、家族等が必要なサービスを安心して利用できるように、相談業務を通して個別のケースに応じた適切なサービスや情報の提供を行います。	健康推進課 福祉課

② 高齢者・障害者の社会参画の促進

事業名	事業内容	担当課等
高齢者の活動の場の充実	○老人クラブやシルバー人材センター、自主的に介護予防を実践する市民団体等への支援を通して、高齢者の活動の場の充実を図ります。	健康推進課
高齢者等を対象としたいきいき学級の開講	○公民館を主な活動の場として、講演会や研修会などを開催するほか、保健師や栄養士等による健康相談・体力測定を行います。	生涯学習課 (公民館) 健康推進課
障害者の就労支援	○ハローワークや千葉障害者職業センターなど関係機関との連携を通して、障害者の就労支援を推進します。	福祉課 農水商工課

福祉タクシー事業	○重度心身障害者が福祉タクシーを利用する際に料金の全部又は一部を助成することにより、社会参画を促進します。	福祉課
----------	---	-----

③ 在住外国人に対する支援

事業名	事業内容	担当課等
外国人相談窓口の設置	○在住外国人が言語や文化の違いにより孤立することなく安心して暮らすことができるように、外国語により対応する相談窓口を設置し、各種相談の受付を行います。	企画政策課
市内在住の外国人への生活支援の充実	○外国人向けの暮らしのガイドや防災マップ等を充実させるとともに、各種交流イベントや防災教室を開催します。	企画政策課

施策の方向 **3** 生涯を通じ性差に配慮した心とからだの健康支援

誰もが互いに思いやり、いきいきと活躍できる社会の実現には、男女がお互いの性を尊重し合い、それぞれの心身の特性を十分理解することが大切です。

そのため、全ての人が健康に暮らしていくための性と生殖に関する理解とともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*}（性と生殖に関する健康と権利）の考え方から啓発に努めます。

特に、女性は男性と異なる健康上の問題に直面するため、各ライフステージに応じた健康の保持・増進に関する支援を充実させ、適切な保健・医療サービスを利用できる環境整備を推進し、性差に配慮した支援に努めます。

① 母子健康の保持と増進

事業名	事業内容	担当課等
妊娠・出産に関する支援	○妊婦・乳幼児の各種相談・診察・指導や、母子健康手帳の交付により、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進します。	健康推進課

② 性差に配慮した健康支援対策の実施

事業名	事業内容	担当課等
性差を踏まえた検診事業の実施	○子宮がん、乳がん、前立腺がんの検診など、性差に配慮した検診事業を実施します。 ○疾病の早期発見・予防のため、各種検診の受診率向上に努めます。	健康推進課
健康づくりの支援	○健康状態に応じて、的確に自己管理を行うことができるように、相談支援等の充実を図ります。	健康推進課

③ 生涯にわたる健康の包括的な支援

事業名	事業内容	担当課等
スポーツ・レクリエーションの普及促進	○市内で行われるスポーツ・レクリエーション活動について、活動内容に関する市民への情報提供や、活動拠点となる各種運動施設の整備を行います。 ○関連する活動を行う団体への各種支援を通して、スポーツ・レクリエーションの更なる普及を促進します。	スポーツ振興課

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指す。

施策の方向 **4** 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

本計画では、これまで被災地からの声として避難所等における女性への配慮が必要との課題から、本市では女性の視点に立った防災対策を推進します。

併せて、性別に関わらず乳幼児や障害者、高齢者等へ配慮した防災対策について、男女共同参画の視点に立って取り組みます。

① 女性の参画など性差等に配慮した防災対策の推進

事業名	事業内容	担当課等
防災対策における性差等への配慮	○鴨川市消防団における女性消防隊員の活動に対する支援などを通して、女性の視点を活かした地域防災活動を推進します。 ○災害発生時における避難場所での生活を想定して、独立した区画を設けるためのパーティションや各種物資など、女性の視点を盛り込んだ準備を行います。	消防防災課

第2次鴨川市男女共同参画計画(素案)に対する委員の意見等及び当該意見等への対応一覧

資料 2

No.	提出者	該当頁	項目	担当課等	意見等	意見等を提出する理由(及び修正案)	回答方針
1	速水委員	6	鴨川市を取り巻く環境	企画政策課	鴨川市の人口を増やすための具体的な対策をする必要がある。	人口は毎年確実に減少しており、このまま放置すれば市の崩壊に繋がる。	ご意見のとおり、人口減少対策は本市の重要課題であると認識しています。本市総合計画の重点戦略として位置づけて推進していくこととしています。
2	同上	7	同上	企画政策課	出生率が26年は減少しているがこの原因と対策をするべきである。	26年だけの特殊な事情なのか、今後も継続的な現象になるのかトレンドをみることは必要。	同上
3	同上	9	同上	子ども支援課	鴨川市においては全国データと比較しても20歳～40歳の貴重な女性労働者の労働力率が高いにも係わらず、就業者との格差がある。これを埋める対策は重要な課題と捉えるべきである。	こども園に期待して市としての支援と協力が必要。	基本目標Ⅱ-3③教育・保育事業の充実の中で、教育・保育サービスの充実として、ニーズに対応したサービスの充実を図ることとしています。
4	同上	12	同上	健康推進課 子ども支援課	こども園への支援と介護士の育成を支援する。	市民調査での要望が圧倒的に多い(61%)	本市総合計画の中で、介護人材の確保・育成を支援することとしています。
5	同上	14	計画策定の焦点(重要項目)	企画政策課	ワーク・ライフ・バランスは人間としての生活には重要な要素であり、それを実現できる施策支援が課題である。 新たなる追加アンケート調査。	今回のアンケート調査で解らないのですが、現実として労働者の権利の労働時間の遵守、休暇の取得や過重な残業への負荷が問題ではないだろうか。	基本目標Ⅰ-3②男女共同参画に関する調査・研究と、情報の収集・提供の中で、男女共同参画に関する市民意識調査の実施を挙げっていますが、その事業内容を、「～市民の意識の現状を明らかにするために必要な調査項目を検討し、市民意識調査を実施します。」に修正します。

第2次鴨川市男女共同参画計画(素案)に対する委員の意見等及び当該意見等への対応一覧

資料 2

No.	提出者	該当頁	項目	担当課等	意見等	意見等を提出する理由(及び修正案)	回答方針
6	同上	23 28 29	基本目標Ⅰ	健康推進課 福祉課 子ども支援課	あらゆる暴力・虐待などを許さない環境作りへの支援対策の必要性。 特にDVや児童・高齢者・障害者への暴力被害は本人からの被害提出は少ないため、近所や周囲からの情報提供が重要になるので、日常での対策システムを作る必要がある。	隠れた暴力虐待があると考えられる。発見された場合は深刻な問題である。	基本目標Ⅰ-2あらゆる暴力・虐待等を許さない環境づくりの中で取り組むこととしています。
7	同上	34	基本目標Ⅱ	健康推進課	男性の食生活改善事業について、高齢者男性の自立と男性の調理への参加のための支援として調理技術の気楽な講習参加ができる場の提供。	気楽に調理技術を習う機会が少ないので、専門家による指導講習のチャンスを提供する。	ご意見のとおり、基本目標Ⅱ-3②男性の家事・育児・介護への参画促進の中で取り組むこととしています。
8	同上	35	同上	子ども支援課	ファミリーサポートセンターの仕組みと参加協力を広報する。	ファミリーサポートセンターの内容が周知されていないのではないか。	基本目標Ⅱ-3④地域が一体となった子育て支援体制の充実の中で、ファミリー・サポートセンターの利用促進を挙げていますが、事業内容を「～ファミリー・サポート事業の周知に努め、その利用を促進します。」に修正します。
9	同上	36	同上	企画政策課	まちづくりの地域活動の実態と市民活動団体の活動内容・実績の公示とPRをする。	参加希望者が広く参加活動してもらうための広報をする必要。	基本目標Ⅱ-4①地域活動への支援の中で、市民活動の支援として取り組むこととします。
10	同上	38	同上	農水商工課	新規就農希望者セミナー開催と共に就農希望者への休業地の斡旋や実務指導の実施。 漁場の就業セミナーの開催と漁場への就業希望者支援。	休業農地の活用と市民への移住促進のために。 漁業や農業の後継者の育成のために。	ご意見は、男女共同参画よりも大きな視点で捉えるものであるため、本市総合計画において取り組むこととしています。